

第5節 史跡指定に至るまでの調査成果

1 鹿児島県による鶴丸城跡保全整備事業開始以前の調査

鹿児島城跡では、鹿児島県教育委員会、鹿児島県立埋蔵文化財センター、県歴史資料センター黎明館（現在の県歴史・美術センター黎明館）、鹿児島市教育委員会によって46地点で発掘調査が行われている。

鹿児島城跡は、明治6年（1873）の火災や明治10年（1877）西南戦争、大正3年（1914）の桜島大噴火に伴う地震、太平洋戦争によって多くの建物や石垣が失われ、近代以降に城域を区切る南北の堀も埋め立てられ、その跡地は大部分が都市化している。そのため、地上には城の残存遺構は少ない。また、本丸跡を除く調査の多くは民間開発に伴う小規模発掘調査となっており、城跡の全容解明を困難にしている。

鹿児島城跡では、1980年代になると、県立図書館造成に伴う発掘調査から、現在の黎明館、市立美術館等の現在のかごしま文化ゾーンの文化施設建設に伴う発掘調査が行われるようになる。これらの調査成果により、個別での地点での鹿児島城跡の調査成果は蓄積されてきた。2000年代以降には、二之丸周辺で民間開発に伴う発掘調査が行われるようになり、現在も続いている。

2 鹿児島県による鶴丸城跡保全整備事業に係る調査成果

国史跡鹿児島城跡（事業開始当時は県指定史跡鶴丸城跡）の石垣について、樹根の張り出し等の要因による部分的な孕み出しや隙間等が見られることから、修復を要する部分の優先度を考慮して、必要な箇所から順次、修復工事を実施し、その保全を図ることを目的に黎明館により平成24年度に事業が開始された。

当該事業により、本丸跡を中心とした麓の居館部分の調査が進み、これまでの個別の調査成果も集約され、鹿児島城跡の全容がわかるようになった。当該事業は、現在も黎明館の主管課である鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課により継続されている。

(1) 平成24年～25年度

現在の黎明館では、平成24年（2012）～平成25年（2013）にかけて鹿児島城跡の石垣の保全を目的として、石垣の現況を把握するための調査が実施され、北御門跡周辺と隅欠、緊急性の高い2箇所を特定し、その後の管理方針等が示された（鶴丸城石垣現況基礎調査業務委託）。この際、石垣の石材が溶結凝灰岩で、その中でも約50万年前の吉野火砕流堆積物「たんたど石」であること、御楼門枳形周辺には、石垣の天端線が出隅部で反り上がる「キオイ」があること、石垣周辺に縁取りがあること等、現在の鹿児島城跡の石垣の基本となる情報が報告された。

また、石垣に関しては、「想定以上に修理回数が多く複雑な石垣である」とし、石垣の部分ごとの築造年代を区分することは困難であるとしているが、一部の石垣構築時期を推定している。その中でも、「布積みの打込み接ぎ、切込み接ぎ」段階（H005-3面）が寛永年間（1624年～1644年）、御楼門正面石橋の右隅脇下部の「乱積の切込み接ぎ」部分や各面の上方部、図書館側の石垣、御楼門周りの枳形石垣に用いられている「亀甲崩し積み」部分（H005-1面や御楼門枳形周辺（H006-H013）が、元禄

年間(1688年～1704年)に積まれ、「亀甲崩し積み」については、天明7年(1787)～寛政4年(1792)の第8代薩摩藩主島津重豪の「二之丸」の改変と大規模な殿舎の造営の時期に修理された可能性があることが示された。

(2) 平成26年度～令和3年度 御楼門建設に伴う発掘調査等

平成24年(2012)に鹿児島経済同友会が中心となり、「御楼門復元検討委員会」が設立され、民間主導による復元計画を盛り込んだ鹿児島城跡の御楼門復元に向けた方向性の提言が発表された。その後、県内経済5団体などを中心に御楼門復元実行委員会が設立され、寄附金募集が始まった。平成27年(2015)2月に民間主導による新たな官民連携の一つのモデル事業として、鶴丸城御楼門復元実行委員会と鹿児島県とで鶴丸城御楼門建設協議会が設立された。

御楼門建設の動きの中で、今後の鹿児島城跡の整備に向けて、鹿児島県は平成26年(2014)に城郭史や建築史、考古学等の各分野の専門家で構成する「鶴丸城跡保全整備事業に係る専門家検討会議」を設置した。同委員会は、令和4年(2022)まで継続し、鹿児島城跡の保全整備の方向性についての指針を示した。

鹿児島城跡は、山城部分である城山の一部が国の天然記念物及び史跡、本丸跡の石垣と堀などが県指定史跡となっていた。御楼門建設予定地は、県指定史跡の範囲内であることから、文化財としての位置付けを改めて整理し、本質的価値と構成要素などを明確化し、それらを適切に保存管理・整備活用していくための基本方針、方法、現状変更の取扱い基準や整備の方向性、全体像を定めるために、専門家検討会議の意見を踏まえて保存活用計画を策定した。この保存計画策定により、御楼門建設のみならず、城の範囲や構成要素など様々な現状が把握され、広大な城域も改めて示された。その中で、鹿児島城跡の本質的価値を構成する要素の一つとして「本丸、二之丸、御厩の石垣」を位置付け、石垣修復方針や修理の際の工法選択、石垣の特徴や形態別区分など、石垣保全に関する基本的な考え方が示されている。保存活用計画では、これまでの石垣修復履歴やその範囲の整理が行われるとともに、石垣石材の加工度や積み方による築石部と隅角部の石垣分類が示され、石垣各面でのそれぞれの分布状況が示された。今回の石垣調査報告書でも、基本的にはこの石垣分類を基本としている。

御楼門の復元に際しては、鶴丸城跡保全整備事業に係る専門家検討委員会や技術検討会議(建築・意匠部門)に諮りながら、明治初期に撮影された古写真の解析や、現存する礎石等遺構、埋蔵文化財発掘調査の成果、絵図・史料を検討し、また、現存する他の城門の類似例を参考として、可能な限り史実に忠実な復元を行った。御楼門建設に伴う建築史の調査によって、石垣の編年も示された。こうした埋蔵文化財発掘調査や文献調査等の成果により、御楼門建設は歴史的建造物を復元する際の文化庁の基準を満たし、建築基準法の適応については、同法第3条第1項第4号に規定する認定により、同法の適用を受けない建築物と位置付けられた。御楼門は、令和2年(2020)3月に日本最大級の城門として完成し、令和2年(2020)4月11日には、完成式が行われた。

御楼門建設に併行して、現存する石垣や礎石などの遺構の損傷などを防ぐため、

御楼門建設事業と併行して鶴丸城跡保全事業を実施し、現状の変更と県立埋蔵文化財センターの発掘調査による石垣背面構造等の情報収集が行われた。文献調査も進められ、これまで散在していた情報が集約されていくと、江戸時代を通じて数多くの文献や絵図が残されていることが明らかになった。埋蔵文化財発掘調査では、能舞台跡や石組排水溝の排水施設、御庭跡等が確認され、オランダの書物を参考にしたと考えられる石製日時計が出土し、江戸時代の鹿児島城跡についての新たな知見が蓄積された。また、御楼門周辺石垣では、石垣に残る窪みが、西南戦争の銃弾・砲弾跡（一部は太平洋戦争時の銃弾）であることが確認され、鹿児島城跡が近代遺跡としても重要な遺跡であることが明らかになった。

これらの調査成果は、「現状の城の痕跡からは内堀と石橋、石垣などがわずかに残されているのみで、天守を持たない小さな城である」と捉えられてきた鹿児島城跡のイメージを大きく変え、鹿児島城跡の国史跡追加指定の際に、本質的価値として認められた。なお、整理作業は令和3年（2021）まで行われ、同年度に発掘調査報告書が刊行された。

平成27年（2015）～平成28年（2016）には、御楼門部の石垣修復及び排水溝の保全整備に係る石垣背面の土性・地下水位状況確認調査を行った。このうち、地下水位状況調査については、専門家検討会議において、石垣に影響はないとの結論が得られたため、令和2年（2020）で観測を終了した。

(3) 平成27年度～令和元年度 石垣修復等に伴う調査

平成27年（2015）には北御門周辺の石垣の一部が崩れ、令和2年（2020）に埋蔵文化財発掘調査と併行して石垣修復工事が行われた。発掘調査では、現在の石垣修復以前の堀が確認され、鹿児島城跡本丸北側の堀が築城当時は現在より広がったことが確認された。

平成30年（2018）～令和元年（2019）には、御楼門橋の修復工事が行われた。修復工事では、傷んだ石材やコンクリートで改変された部分の補修、新石材への取替を行った。工事の際には、石橋と接する部分の石垣に、木橋を架けた跡の可能性がある凹みが確認され、御楼門側の石橋下の石垣に文字のような痕跡が確認されるなど、新たな発見があった。

石橋の欄干上の擬宝珠は、太平洋戦争中の金属供出によって失われ、戦後は新たに造られた鋳鉄製のものが載っていたため、西田橋の擬宝珠を参考に青銅製のものに改めた。

(4) 令和元年度～令和3年度 鹿児島城跡の国史跡追加指定に向けた調査成果

令和元年（2019）から3か年かけて、鹿児島県立埋蔵文化財センターと鹿児島市教育委員会により城域内の埋蔵文化財発掘調査が実施された。発掘調査では、本丸大奥や唐御門跡などの重要遺構、大手口や上山城二ノ丸跡の土塁が確認され、鹿児島城跡の範囲や構造が明らかになった。令和3年（2021）には、埋蔵文化財発掘調査の成果と文献調査の成果が総括報告書として刊行された。

令和4年（2022）には、文化庁に国史跡追加指定の意見具申を行い、令和5年（2023）3月20日には、鹿児島城跡が国史跡に追加指定された（国指定史跡「城山」に麓の居館部分を加えた範囲が新たに追加され、名称を「鹿児島城跡」に変更）。

表 2-4 国史跡鹿児島城跡 過去の調査歴一覧（指定地内）

実施 年度	調査箇所		事業・地点	調査の種類	調査 主体	備考	地図 番号
昭52	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	B 地点	県立図書館	本調査	県教委		②
昭53	鹿児島（鶴丸）城 本丸跡	A 地点	明治100周年記念館（現：黎明館）	本調査	県教委		①
昭61	上山城跡		二之丸跡（城山トンネル上）	確認調査	市教委		②③
平11	鹿児島（鶴丸）城 本丸跡	A 地点	石垣修復工事（御角櫓跡）	本調査	県教委		①
平26	鹿児島（鶴丸）城 本丸跡	A 地点	鶴丸城跡保全整備事業 石垣修復等 御楼門跡周辺	確認調査	県教委		①
平27	鹿児島（鶴丸）城 本丸跡	A 地点	鶴丸城跡保全整備事業 石垣修復等 御楼門跡周辺、御角櫓跡調査区、能舞台跡調査区	確認調査	県教委		①
平28	鹿児島（鶴丸）城 本丸跡	A 地点	鶴丸城跡保全整備事業 石垣修復等 御楼門跡周辺、御楼門跡南側、外御庭、北御門跡調査区	確認調査	県教委		①
平28	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	B 地点	二之丸跡城跡保全整備事業 石修復等	確認調査	県埋セ		②
平29	鹿児島（鶴丸）城 本丸跡	A 地点	鶴丸城跡保全整備事業 石垣修復等 御楼門跡周辺、御楼門跡南側、北御門跡調査区、御角櫓跡調査区、外御庭	確認調査	県教委		①
平30	鹿児島（鶴丸）城 本丸跡	A 地点	鶴丸城跡保全整備事業 石垣修復等 御兵具所跡、御進物蔵跡、御池跡	確認調査	県教委		①
令元	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	B 地点	鶴丸城跡保全整備事業 国史跡指定に向けた調査	確認調査	県埋セ		②
令元	鹿児島（鶴丸）城 本丸跡	A 地点	鶴丸城跡保全整備事業 国史跡指定に向けた調査 堀周辺	確認調査	県埋セ		①
令 2	鹿児島（鶴丸）城 本丸跡	A 地点	鶴丸城跡保全整備事業 石垣修復等 北御門跡周辺石垣修復調査区	確認調査	県教委		①
令 2	鹿児島（鶴丸）城 本丸跡	A 地点	鶴丸城跡保全整備事業 国史跡指定に向けた調査 唐御門跡	確認調査	県埋セ		①
令 2	鹿児島城跡（大手口）		鶴丸城跡保全整備事業 国史跡指定に向けた調査	確認調査	県埋セ		②⑥
令 2	上山城跡		鶴丸城跡保全整備事業 国史跡指定に向けた調査 二之丸跡、土塁	確認調査	市教委		②④
令 3	鹿児島（鶴丸）城 本丸跡	A 地点	鶴丸城跡保全整備事業 国史跡指定に向けた調査 本丸大奥跡	確認調査	県埋セ		①
令 3	上山城跡		鶴丸城跡保全整備事業 国史跡指定に向けた調査 本丸跡、二之丸跡曲輪間の空堀	確認調査	市教委		②⑤

表 2-5 国史跡鹿児島城跡 過去の調査歴一覧（指定地外）（1）

実施 年度	調査箇所	地点	調査の種類	調査 主体	備考	地図 番号
昭58	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸跡C地点	本調査	市教委		⑤
昭59	名山遺跡		確認調査	市教委		②9
昭60	名山遺跡		確認調査	市教委		②9
昭61	名山遺跡		確認調査	市教委		②9
平 3	造士館跡・演武館跡		本調査	市教委		②8
平 6	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸跡F地点	確認調査	市教委		⑧
平 8	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸跡D地点	確認調査	市教委		⑥
平10	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸跡G地点	本調査	市教委		⑨
平11	鹿児島（鶴丸）城 （御厩跡）		確認調査	市教委		②2
平12	垂水・宮之城島津家屋敷跡		本調査	県埋セ		③3
平13	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸I地点	確認調査	市教委		⑪
平13	名山遺跡		確認調査	市教委		②9
平14	琉球館跡		確認調査	市教委		③5
平15	琉球館跡		確認調査	市教委		
平15	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸跡 （県立博物館地点）	本調査	県教委		④
平16	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸J地点	確認調査	市教委		⑫
平18	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸K地点	確認調査	市教委		⑬
平18	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸L地点	確認調査	市教委		⑭
平19	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸M地点	確認調査	市教委		⑮
平21	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸N地点	確認調査	市教委		⑯
平24	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸O地点	確認調査	市教委		⑱
平24	市役所西別館		試掘	市教委		③2
平25	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸跡H地点	確認調査	市教委		⑩
平26	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸南西端	確認調査	市教委		⑰
平26	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸P地点	確認調査	市教委		⑲
平27	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸Q地点	確認調査	市教委		⑳
平28	鹿児島（鶴丸）城 （御厩跡）		本調査	市教委		②2
平29	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸跡E地点	本調査	市教委		⑦
平29	鹿児島城跡 （犬追物馬場・火除地）		本調査	県埋セ		③0
令元	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸R地点	確認調査	市教委		②1
令元	鹿児島（鶴丸）城 鹿児島城跡（二之丸）	二之丸跡 （旧考古資料館地点）	確認調査	県埋セ	国指定史跡に向けた調査	③
令 2	鹿児島城跡（南泉院）		確認調査	県埋セ	国指定史跡に向けた調査	②7
令 2	鹿児島城跡（吉野堀）		確認調査	県埋セ	国指定史跡に向けた調査	③4
令 2	琉球館跡		確認調査	県埋セ	国指定史跡に向けた調査	③6

表 2-5 国史跡鹿児島城跡 過去の調査歴一覧（指定地外）（2）

実施年度	調査箇所	地点	調査の種類	調査主体	備考	地図番号
令 3	鹿児島城跡 (犬追物馬場・火除地)		本調査	県埋セ		㊸
令 5	鹿児島(鶴丸)城 鹿児島城跡(二之丸)	二之丸跡 S 地点	確認調査	市教委		㊹
令 5	鹿児島(鶴丸)城 鹿児島城跡(二之丸)	二之丸跡	本調査	県埋セ		㊺

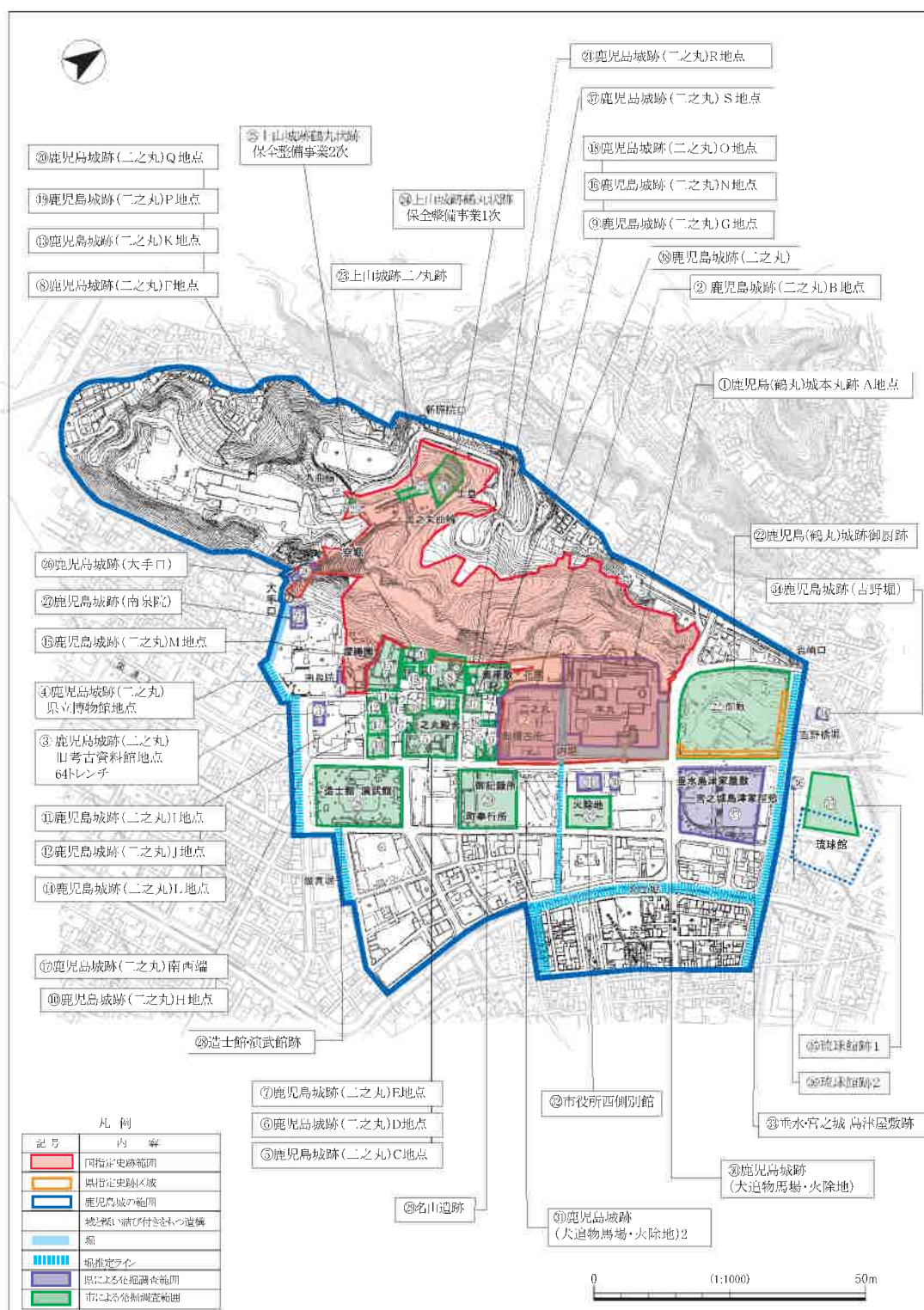


表 2-6 鹿児島城本丸跡の調査一覧

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
①	昭53～ 55	明治百年 記念館 (現：黎明館) 建設	本調査	県教委	県発掘調査報告書26	建物跡（麒麟の間・サキの間・奥御所院・御教寄居蔵等）、雨落溝、排水溝、池、井戸、上水道水管、水槽、その他水利施設、橋、門、雪隠、階段	【近世】 陶磁器、瓦（鬼瓦等）、金属製品（簪・釘・キセル・飾り金具）・古銭（天保通寶等） 【近代】 陶磁器	一部消滅、一部現地保存	多くの建物跡が確認され、「成尾常矩指図」に描かれた本丸跡の建物の基礎が良好に残存していたことが確認された。鹿児島城跡は元禄9（1691）年に大火で焼失していること、遺物の大半が江戸時代中期以降のものであったことから、確認された建物跡は、元禄の大火以降に再建され、明治6（1873）年に焼失した建物跡である可能性が高いことが示された。
	平11	石垣修復工事（御角櫓跡）	本調査	県教委	黎明館調査研究報告第14集	御角櫓跡基礎、排水溝	瓦（軒丸・軒平・伏間）	消滅	御角櫓跡の基礎の一部を確認
	平26～ 令2	鶴丸城跡保全整備事業（石垣修復等）	確認調査	県埋セ	県埋セ発掘調査報告書（205）、（214）	【近世】 御楼門礎石・地業、三和土、建物跡（門番所、御兵具所、御兵具奉行張番所、能勢台端掛り、御角櫓等）排水溝、塚状遺構、石塁、石垣、裏込め 【近代】 砲弾・銃弾痕、鋳鉄管、岩崎行親像台座、天文観測室跡、テニスコート跡	【近世】 瓦（軒丸・軒平・小菊・丸・平・軒棧・棧・鬼・鯉・棟・棟・海鼠・瓦・棟・塀・鳥伏間）、陶磁器）、土器、石製品（硯・日時計）、金属製品（釘・古銭（琉球通寶等）） 【近代】 瓦（鬼瓦等）、陶磁器（薩摩等）、石製品（硯・砥石・島津珍彦銅像銘）、金属製品（釘・鉛・銃弾・菜英・古銭）、ガラス製品（薬瓶・インク瓶・試験管等）	一部消滅、一部現地保存	御楼門の地下構造を確認。「成尾常矩指図」に描かれた「兵具所」や「能勢台跡」、「御角櫓跡」等の基礎構造を確認。調査区全体で確認された排水溝や「外御庭」跡の塚状遺構から、鹿児島城跡全体の排水構造が明らかになった。北御門周辺の石垣修復に伴う調査では、石垣の背山構造が明らかになった。
	令元～ 令3	鶴丸城跡保全整備事業（範囲確認）	確認調査	県埋セ	県埋セ発掘調査報告書（215）	【近世】 排水溝、地業、石列、唐御門礎石、布地業、敷石遺構、方形土坑、塀（本丸大奥庭）、土坑 【近代】 枳形スロープ、鋳鉄管	【近世】 瓦（軒平・軒丸等）、陶磁器 【近代】 陶磁器、ガラス製品（薬瓶等）、煉瓦、陶製土管	現地保存	唐御門跡で、唐御門の礎石を確認。御楼門から唐御門にむかう枳形内のスロープが近代遺構のものであることを確認。本丸大奥跡では、本丸大奥とその外側の道（御茶道通り）との境の塀を確認。



写真 2-8 本丸跡の遺構検出状況（左：全景（県教委1983） 右：庭園状遺構（県埋セ2022））



写真 2-9 鹿児島城跡出土遺物

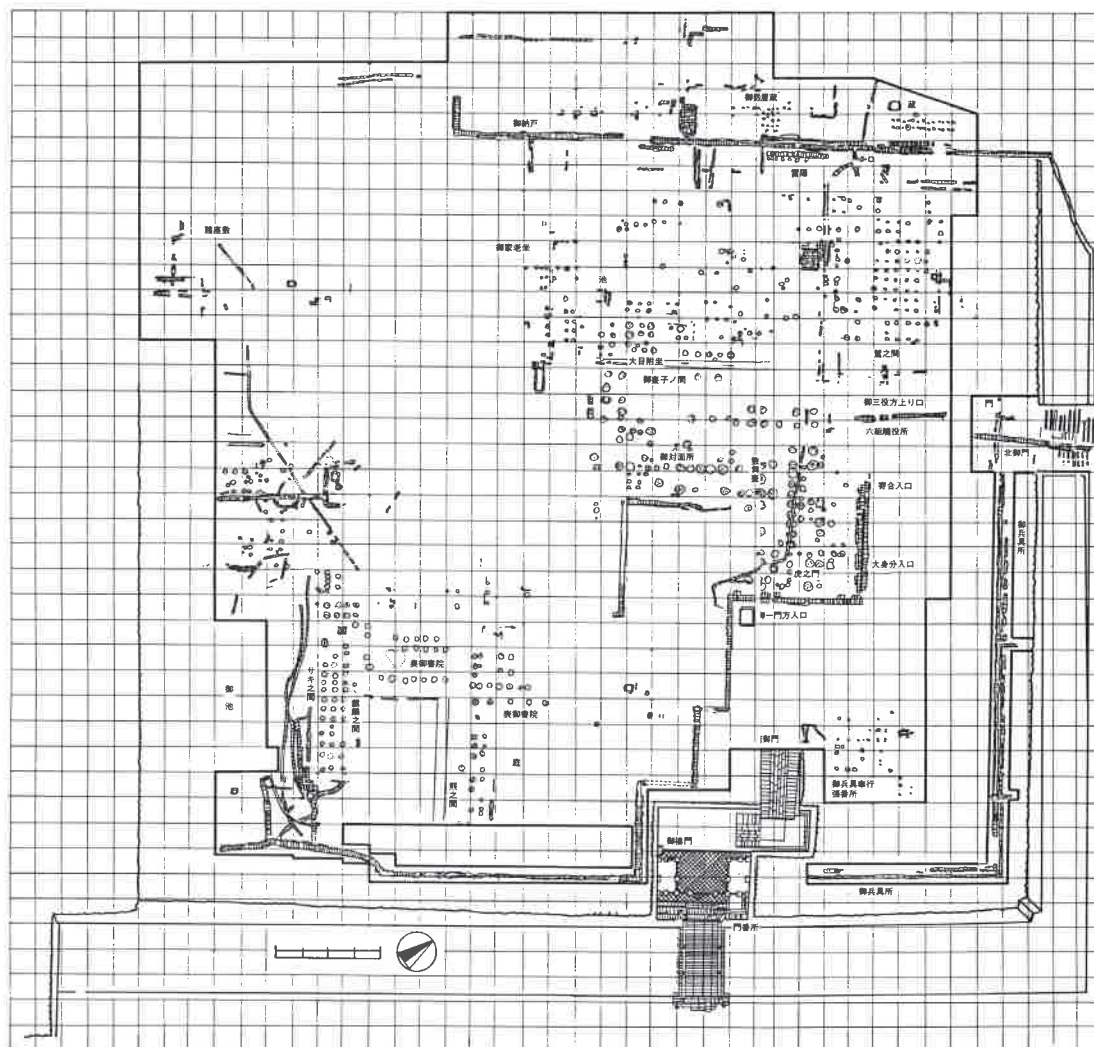


図 2-8 本丸跡遺構配置図 (県教委1983)

表 2-7 鹿児島城二之丸跡 発掘調査一覧

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
②	昭52	県立図書館建設	本調査	県教委	県教委1991『鹿児島城二之丸跡（遺構編）』 県教委1992『同（遺物編）』	建物跡（御蔵古所・御台所等）、社殿跡、門跡、井堰、石管水道、井戸、排水路、堀跡、石垣、通路	瓦、陶磁器、土師器、瓦器、石製品（硯等）、ガラス製、洗面具、髪止め、鉄製品	一部消滅、一部現地保存	「成尾指図」に記された「クラ」や「御蔵古所」「御台所等」を確認。本丸と二ノ丸境の堀井堰を確認。水道石管は当時としては珍しい耐圧式である。
	平28～29	鶴丸城跡保全整備事業（範囲確認）	確認調査	県埋セ	県埋セ発掘調査報告書（214）	井堰、排水溝	瓦、陶磁器、木製品（鍔状木製品等）、ガラス製品（薬瓶等）	現地保存	昭和52年度確認された井堰を再確認し、構造等を記録。
	令和元～2	鶴丸城跡保全整備事業（範囲確認）	確認調査	県埋セ	県埋セ発掘調査報告書（215）	造成面	瓦、陶磁器	現地保存	明確な遺構は確認できず。

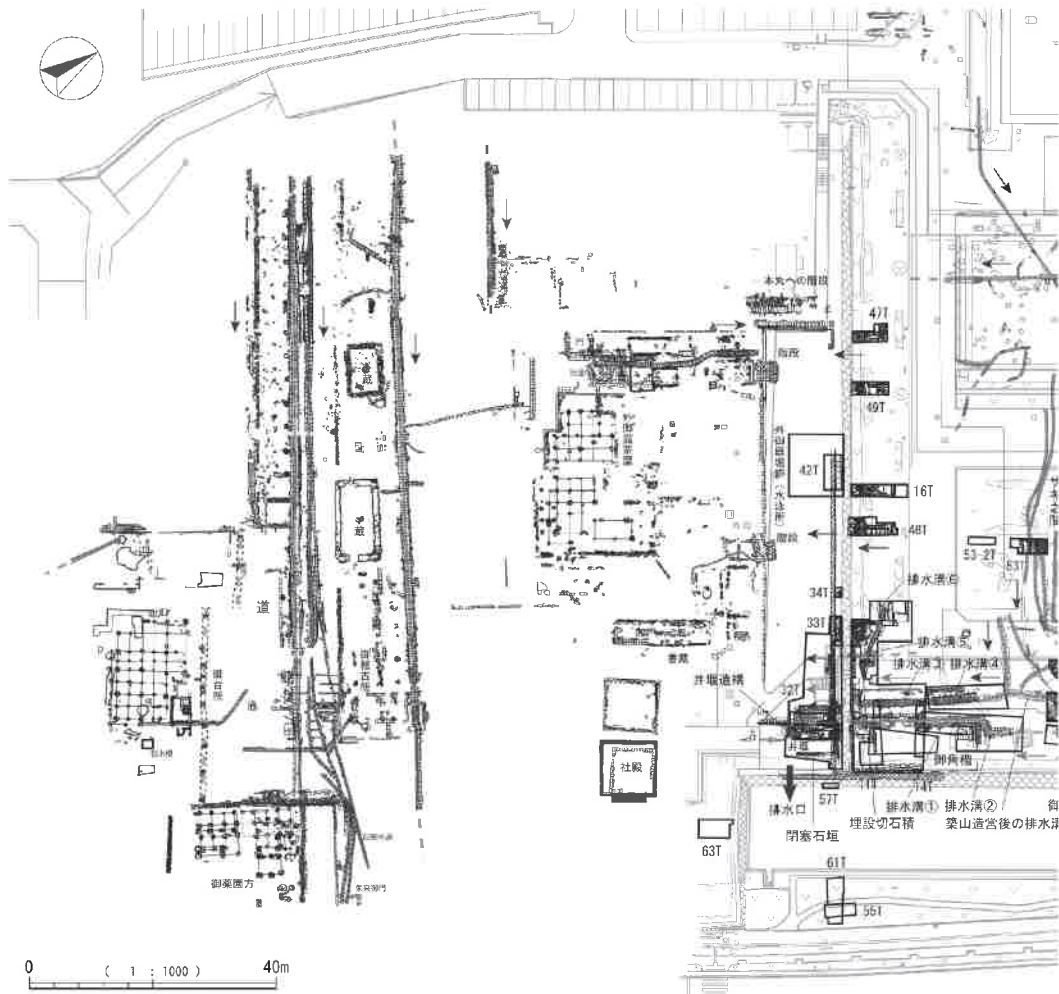


図 2-9 二之丸跡等遺構配置図（県埋セ2022）

写真 2-10 二之丸B地点堀の井堰出土状況（県埋セ2022）



表 2-8 上山城跡 発掘調査一覧

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
㉓	昭61	城山公園 トンネル 工事	確認 調査	市教委	市教委1986 『上山城跡』	—	—	一部消滅	鹿児島城に繋がる遺構、遺物なし。
㉔	令 2	保存目的	確認 調査	市教委	市教委2021 『上山城跡 (1次)』	土塁、空堀	土師器皿、吉花碗、埴瓦、 近世陶磁器	現地保存	切土と盛土2種類の土塁を確認。
㉕	令 3	保存目的	確認 調査	市教委	市教委2021 『同(2次)』	空堀	土師器皿、瓦管土器、近世 陶器、鉄製品	現地保存	土塁に伴う空堀を確認



写真 2-11 土塁 (市教委2020)



写真 2-12 ニノ丸曲輪切り岸と空堀 (市教委2020)

表 2-9 鹿児島城跡（大手口） 発掘調査結果

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
㉖	令 2	鶴丸城跡 保全整備 事業(範囲 確認)	確認 調査	県埋セ	県埋セ発掘 調査報告書 (215)	石列、坪地業、布地業、土 塁	陶磁器、瓦	現地保存	3時期の遺構を確認。大手口が江戸時代を通じて維持されていたことを証明



写真 2-13 調査区全景 (県埋セ2022)



写真 2-14 石列 (県埋セ2022)

表 2-10 鹿児島城跡二之丸跡 発掘調査一覧（指定地外）（1）

地図との 対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
③	令和元 2	鶴丸城跡 保全整備 事業（範囲 確認）	確認 調査	県埋セ	県埋セ発掘 調査報告書 (215)	石列、漆喰面	瓦、陶磁器	現地保存	『鹿児島城下絵図』や明治5（1872）年の古写 真に7みえる役所曲輪の長屋の基礎と考えられ る遺構を確認。
④	平15	県立博物 館施設等 事業	本調査	県埋セ	県埋セ2003 『鹿児島城跡 二之丸跡発掘 調査概要報告 書』	布基礎	瓦、陶磁器	消滅	近世～近代と考えられる3列の布地業を確認。
⑤	昭58	市立美術 館建設	本調査	市教委	市教委1984 『鹿児島（鶴 丸）城二之丸 跡』	建物跡、水道石管、排水 溝、水利施設等	陶磁器、土師器、瓦、金属 製品（釘等）製造仏立像等	消滅	江戸時代後期の二之丸殿舎と考えられる建物跡 を確認。
⑥	平8	個人住宅 建設	確認 調査	市教委	市教委1996 『鶴丸城二之 丸跡確認調査 報告書』	-	陶磁器、土器	消滅	鹿児島城に繋がる遺構なし
⑦	平28～ 29	マンション 建設	本調査	市教委	市教委2020 『鹿児島（鶴 丸）城二之丸 跡B地点』	建物跡、水道石管、石組 溝、排水溝、礫群、石列、 敷石遺構、	近世・近代陶磁器、土師 器、土器、瓦、木製品、骨 製品、石製品、ガラス製 品、金属製品、銭貨	消滅	建物跡、水利施設等の二之丸跡に関わる多くの 遺構を確認した。「二人」、「二裏」など二之 丸を示唆する記銘が残された焙烙や磁器が出土 した。
⑧	平6	近代文学 館・メル ヘン館建 設	確認 調査	市教委	市教委1995 『鹿児島（鶴 丸）城二之丸 跡一旧ホテル 鶴鳴館跡地 一』『甲突川 川底遺跡-玉 江橋下一』	貯米形石組、排水溝、石列	陶磁器、瓦	消滅	藩政期の排水溝を確認。
⑨	平10	民間施設 建設	本調査	市教委	市教委1995 『鹿児島（鶴 丸）城二之丸 跡F地点』	石垣基礎石列、水道管列、 布基礎列、布基礎、基礎石 組列、雨落溝、瓦、池、池 石組列	陶磁器、土師器、瓦類、窯 道具、川壺型度製品	消滅	水道石管は当時としては珍しい耐圧式である。 花十字紋K軒丸瓦が出土。
⑩	平25	マンション 建設	確認 調査	市教委	市教委2000 『鹿児島（鶴 丸）城二ノ丸 跡H地点確認 調査事業報告 書』	-	陶磁器、土師器、瓦、成川 式土器、黒曜石	消滅	近世二之丸跡の生活面はすでに消滅。
⑪	平14	店舗建設	確認 調査	市教委	市教委発掘調 査実施報告書	-	陶磁器、瓦	消滅	近世二之丸跡の生活面はすでに消滅。
⑫	平16	集合住宅 建設	確認 調査	市教委	市教委2004 『鹿児島（鶴 丸）城二ノ丸 跡J地点』	-	陶磁器	消滅	鹿児島城に繋がる遺構、遺物なし。
⑬	平18	個人住宅 新築	確認 調査	市教委	市教委2006 『鹿児島（鶴 丸）城二ノ丸 跡K地点』	-	-	消滅	近現代の建物基礎が確認された。
⑭	平18	建物増築	確認 調査	市教委	市教委2006 『鹿児島（鶴 丸）城二之丸 跡L地点』	土坑	陶磁器、土師器	消滅	鹿児島城に繋がる遺構、遺物なし。
⑮	平19	共同住宅 建設	確認 調査	市教委	市教委2009 『鹿児島（鶴 丸）城二ノ丸 跡M地点』	石垣	陶磁器、土器、瓦他	消滅	石垣は近代のものと考えられる。
⑯	平21	土地売買	確認 調査	市教委	市教委2009 『鹿児島（鶴 丸）城二ノ丸 跡N地点』	三和土状遺構、側溝状遺 構、礫集中部、縁石状遺構	陶磁器、瓦、古銭等	消滅	多くの関連遺構、遺物が確認された。
⑰	平27	建物基礎 撤去ほか	確認 調査	県教委	県教委2015 『鶴丸城二之 丸跡（旧環境 保健センタ ー）試掘調査 報告書』	-	陶磁器、瓦	消滅	近世の遺物が確認された。
⑱	平24	宅地造成	確認 調査	市教委	市教委2012 『鹿児島城跡 （鶴丸城）O 地点』	-	陶磁器	消滅	鹿児島城に繋がる遺構なし
⑲	平27	個人住宅 建設	確認 調査	市教委	市教委発掘調 査実施報告書	-	-	消滅	鹿児島城に繋がる遺構なし
⑳	平29	マンション 建設	確認 調査	市教委	市教委2017 『鹿児島（鶴 丸）城跡Q地 点』	-	陶磁器	消滅	鹿児島城に繋がる遺構なし
㉑	令和元	近代文学 館駐車場 建設	確認 調査	市教委	市教委2019 『鹿児島（鶴 丸）城跡R地 点』	石組溝、水道石管、	陶磁器、瓦	一部消滅	近世の遺構・遺物が確認された。
㉒	令和元	温泉施設 建設	確認 調査	市教委	市教委2019 『鹿児島（鶴 丸）城跡R地 点』	水道石管	陶磁器	現地保存	近世の遺構・遺物が確認された。

表 2-10 鹿児島城跡二之丸跡 発掘調査一覧（指定地外）（2）

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
㉔	令 5	共同住宅 建設	確認 調査	市教委	市教委2024 『鹿児島（鶴 丸）城跡R地 点』	石管水道	-	消滅	鹿児島城に繋がる遺構なし
㉕	令 5	民間施設 建設	本調査	県埋セ	県埋セ発掘 調査報告書 (231)	-	陶磁器、瓦、木製品（将棋盤 か）	消滅	二之丸御殿と役所曲輪の境の可能性のある塀を 確認。と溝状遺構、柱穴列、土坑 瓦列（雨樋遺構か）を確認。



写真 2-15 二之丸跡遺構検出状況 C 地点（市教委1984）



写真 2-16 二之丸跡遺構検出状況
E 地点（市教委2020）

表 2-11 鹿児島城跡（南泉院） 発掘調査結果（指定地外）

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
㉖	令 2	鶴丸城跡 保全整備 事業（範囲 確認）	確認 調査	県埋セ	県埋セ発掘 調査報告書 (215)	【中世】土坑 【近世】土塁	【中世】陶磁器 【近世】陶磁器、瓦	現地保存	中世の遺構面を確認、南泉院造立以前の土塁、 造立時の造成土を確認。



写真 2-17 調査区全景（県埋セ2022）



写真 2-18 土塁（上面及び断面）（県埋セ2022）

表 2-12 鹿児島城跡御厩跡 発掘調査一覧（指定地外）

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
㊸	平12	治療棟増 築及び駐 車場改修	確認 調査	県教委	県教委2000 『鹿児島（鶴 丸城）城跡』	—	—	—	鹿児島城に繋がる遺構、遺物なし。
	平28	鹿児島医 療センタ ー増築工 事	確認 調査	市教委	市教委2016 『鹿児島（鶴 丸）城御厩 跡』	—	—	—	鹿児島城に繋がる遺構、遺物なし。
	平28	鹿児島医 療センタ ー増築工 事	本調査	市教委	市教委2017 『鹿児島（鶴 丸）城御厩 跡』	溝状遺構、土坑、ピット	陶磁器、瓦質土器、土師器 石製品、金属製品、瓦、騎 羽口、鉄滓	一部消滅	御厩跡関連遺構を確認、鋳造・火や鍛冶に関連 する遺物が出土。中世の遺物が確認。



写真 2-19 II 層上面検出遺構（市教委2017）



写真 2-20 石組遺構及び布地業（市教委2017）

表 2-13 造士館・演武館跡 発掘調査結果（指定地外）

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
㊸	平2～ 3	中央公園 地下駐車 場建設	本調査	市教委	市教委1992 『造士館・演 武館』	側溝、石畳、根石基礎、布 基礎、排水溝、石組井戸、 斜拔式水道石管	陶磁器、瓦	消滅	造士館に関連する排水溝等を確認。

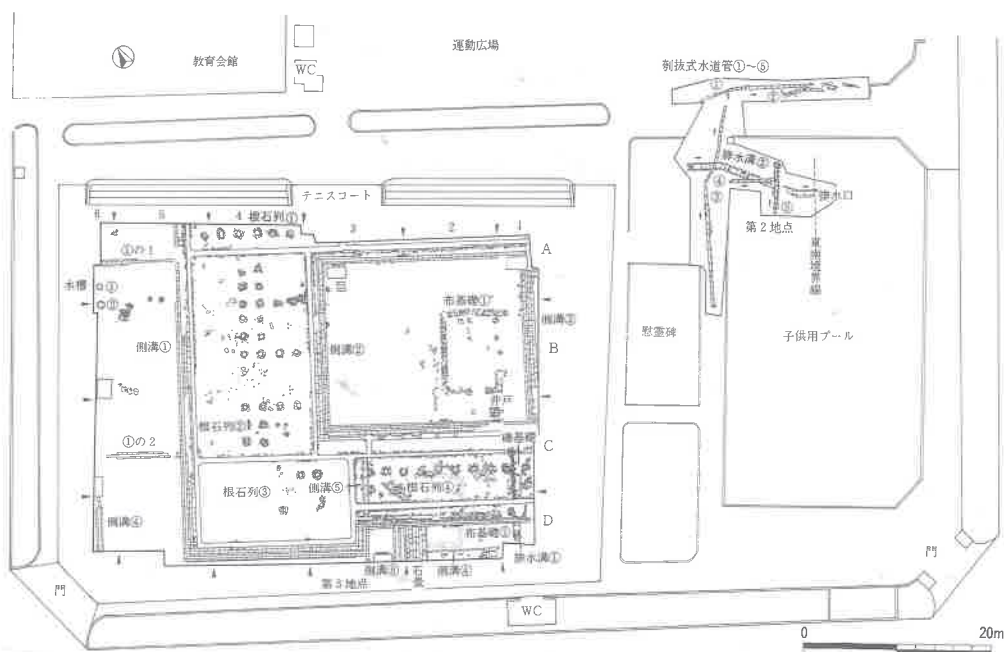


図 2-10 遺構配置図（市教委1992）

表 2-14 名山遺跡 発掘調査一覧（指定地外）

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
②	昭59	県内運動 場建設	確認 調査	市教委	市教委1988 『名山遺跡一 第1次～3次 一』	石組排水溝、はしご胴木	陶磁器、瓦	一部移設 保存	城下町の排水施設を知る上で重要である。
	昭60	教育総合 センター 建設	確認 調査	市教委		排水溝、地業	-	消滅	遺構は近代
	昭61	教育総合 センター 駐車場建 設	確認 調査	市教委		瓦溜り等	-	消滅	遺構は近代
	平13	校庭整備	確認 調査	市教委	市教委2002 『名山遺跡一 第5次一』	石組排水溝、基礎石列、は しご胴木	陶磁器、瓦、木製品（ト駄 等）	現地保存	排水溝は、喜入氏屋敷と永吉島津家屋敷の境の 溝の可能性はある。



写真 2-21 石組排水溝 (市教委1998)

写真 2-22 石組排水溝のはしご胴木
(市教委2002)

表 2-15 市役所西別館建設予定地 試掘調査結果（指定地外）

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
②	平24	鹿児島市 役所本庁 舎西別館 建設	試掘	市教委	市教委2012 『鹿児島市役 所本庁舎西側 駐車場（県警 跡地）』	-	-	消滅	鹿児島城に繋がる遺構なし

表 2-16 鹿児島城跡（犬追物馬場・火除地） 発掘調査一覧（指定地外）

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
㊸	平29	鹿児島第3合同庁舎整備事業	木調査	県埋セ	県埋セ発掘調査報告書(211)	【中世】杭列 【近世】溝状遺構、土坑、柱穴群、杭列、瓦溜	【中世】陶磁器 【近世】陶磁器、瓦、木製品（杭等、キセル、硯、歌骨、鉄釘）	消滅	中世の遺構・遺物を確認。犬追物馬場の柵列を確認。元禄9（1696）年の大火の処理層を確認。
㊹	令3				県埋セ発掘調査報告書(220)	【中世】杭列 【近世】土坑、柱穴群	【中世】陶磁器 【近世】陶磁器、瓦、木製品	消滅	平成29年度調査区の続きと考えられる杭列をつか確認。



写真 2-23 犬追物馬場の柵と考えられる杭列検出状況
（県埋セ2021）



写真 2-24 犬追物馬場の柵と考えられる杭列の杭
（県埋セ2023）

表 2-17 垂水・宮之城島津家屋敷跡 発掘調査結果（指定地外）

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
㊸	平11～12	かごしま県民交流センター建設	木調査	県埋セ	県埋セ発掘調査報告書(48)	屋敷境溝、地業、土坑	陶磁器、瓦、土器、瓦質土器、木器、金属器	消滅	京焼風陶器を中心とした墨古陶磁器を多く確認。イギリス・ドーソン製の皿を確認。



写真 2-25 地業列（県埋セ2003）



写真 2-26 屋敷遺構と空堀（県埋セ2003）

表 2-18 鹿児島城跡（吉野堀） 発掘調査結果（指定地外）

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
㉔	令 2	鶴丸城跡 保全整備 事業（範囲 確認）	確認 調査	県埋セ	県埋セ発掘 調査報告書 (215)	石垣、銅木	陶磁器、瓦	現地保存	吉野堀の埋土の可能性のある堆積を確認。



写真 2-27 堀の埋土と考えられる造成土 (県埋セ2022)

表 2-19 琉球館跡 発掘調査一覧（指定地外）

地図との対応 NO	調査 年度	調査起因	調査の 種類	調査 主体	報告	特筆すべき遺構	特筆すべき遺物	現状	備考
㉕	平14	校庭整備 事業	本調査	市教委	市教委2003 『鹿児島市埋 蔵文化財確認 発掘調査報告 書―共研公 園・琉球館跡 ―』	石垣基礎、布基礎列、排 水溝	陶磁器（琉球枕、清朝磁 器）、瓦	一部消滅	他の遺跡に比べて琉球焼、清朝磁器の占める割合が高い。琉球館と種子島屋敷の遺構が確認された。
	平15	長川中学 校銃剣道 場改築	確認 調査	市教委	市教委2004 「琉球館B地 点確認発掘調 査事業報告 書」	吉野堀埋土	陶磁器、瓦	消滅	吉野堀の埋土を確認している可能性がある。
㉖	令 2	鶴丸城跡 保全整備 事業（範囲 確認）	確認 調査	県埋セ	県埋セ発掘 調査報告書 (215)	【近世】溝状遺構 【中世】土坑、ヒット	【近世】瓦、陶磁器、杭 【中世】五輪塔水輪、陶磁 器	現地保存	吉野堀南側の土塁か？鹿児島城跡築城以前の中世の遺構を確認。



写真 2-28 中世の土坑と五輪塔水輪 (県埋セ2003)



写真 2-29 出土遺物（琉球陶器） (県埋セ2003)

表 2-20 鹿児島城関係文献目録（1）

<凡例>

1. 鹿児島城の築城(経緯を含む)及び修理、城域の規模や利用、施設の造営及び名称の変更、西南戦争を含む火災等についての文献資料(古文書)と鹿児島城下の様相を把握できる絵図について、現時点で把握できたものを作成年代の古いと思われる順に並べた。なお後世編纂物内に出てくる記事のうち、過去の内容に言及しているものについてはその時期に挿入し、文末に(後世記事)と記してある。
2. 刊本については『資料名』巻号(ハイフン)史料番号又は見出し、史料については「所蔵機関(及び資料名)」「史料名」(ハイフン)年月日条の順で記した。
3. 所蔵機関(及び資料名)については、スペースの関係から以下の所蔵機関を略称で表記した。鹿児島大学附属図書館蔵玉里文庫→鹿大玉里文庫、東京大学史料編纂所蔵島津家文書→東大島津家文書、鹿児島県歴史・芸術センター黎明館→黎明館

和暦	西暦	日付		出典・備考
貞和6 観応元	1350		南朝方が上山城を窺ったため、島津貞久が上山城に入り、比志島範平に一族を動員させる。合戦に至らず	『鹿児島県史料 旧記雑録(前編)』1-2320
応永35頃	1428頃		「惣翁公建忠寺定書」に上山城は「占城」とあり、この時すでに廃城となっていたらしい(後世記事)	『三国名勝図会』1-薩隅日総説
天文4	1535		島津貴久、伊集院忠朝に上山城を攻略させ、貴久自身が上山城に移り地頭として在城(後世記事)	鹿大玉里文庫、「文政五年鹿児島城絵図」
天文8	1539		紫原合戦の際、島津貴久、上山城に入り、矢久側の谷山勢と戦い勝利(後世記事)	鹿大下里文庫、「文政五年鹿児島城絵図」
天正19	1591		旧記によれば、天正19年に鹿児島上野山城にて鎮初が行われた。また、慶長7年には(初代藩主)島津忠恒(家久)が鹿児島から出陣し上洛とあり、その時までには上山城が御座所となっていたらしい(後世記事)	『鹿児島県史料 豊満名勝考』-鶴丸山
慶長5	1600	5月25日	島津忠恒(家久)が、瓜生野(建昌)城への移城を父義弘に相談したところ、土地の水相・水利が悪く、土木工事には多くの人力と時間を要すると指摘される。瓜生野(建昌)城へ移城するよりは、鹿児島内に御座所を見立てた方がよいとの返信。東福寺城や周辺の侍屋敷を活かすことを勧める	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』3-1113 『鹿児島県史料 島津世家』
			鹿児島城築城に当たり、鹿児島にいた江夏友賢(白閑)という天文地理に詳しい唐人がおり、城地を占めたところ、「四神相応の地であり大吉、屋形を兼位に向けて構え、鹿児島城内より鹿児島城に移した方がよい」との結果が出た。また政務を行う場所は古くから「城」と呼ばず「尿形」と呼んでいた(後世記事)	『新薩藩叢書』1-薩藩旧伝集巻ノ五 『三国名勝図会』1-薩隅日総説
慶長6	1601	1月17日	島津忠恒(家久)、上之山へ出かけ諸侍屋敷を見る	鹿大玉里文庫、「経兼日記」-慶長6年正月十七日条
		1月18日	上之山の普請が始まる	鹿大玉里文庫、「経兼日記」-慶長6年正月十八日条
慶長7	1602	7月16日	島津忠恒(家久)の鹿児島の上山城に新城を普請する考えに対して、(父の)義弘が諸侍屋敷の転移問題や、諸侍屋敷が海に近すぎるため防衛上に問題があるとして上山城ではなく、東福寺城や清水城と、周辺の諸侍屋敷を活かすことを勧める	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』3-1660
		9月11日	島津忠恒(家久)が(義父の)義久へ上山城普請に関して連絡し、義久より「上之山城のことは承知した、これらについては「桃櫓」(樺山櫓左衛門(久高))、「鎌雲」(鎌田出雲(政近))に仰せ付けるように」との書状	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』3-1703
		12月12日	島津忠恒(家久)が(義父の)義久へ上山城普請に関して連絡し、義久より「鹿児島城屋地の普請の儀については承知した」との書状	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』3-1745
		12月13日	鹿児島城普請についてはまだ受け付けていない。さらに普請については義久より申し渡すとのことなので、明日宰相が鹿児島へ見廻りに訪れる際、普請の儀については鹿児島役人衆へ申し渡すように	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』3-1746
			島津忠恒(家久)が慶長7年本御内より御移城(後世記事)	『藩法集8 鹿児島藩』上-306
			御居城附之書に慶長7年に島津忠恒(家久)が山下に御居形(敷)を構えて移ったと記載(後世記事)	鹿大玉里文庫、「見聞秘記」
			「御元祖以来御居城之事」として、鹿児島城に関しては「鹿児島郡鹿児島上之山」に「当御城」があり、慶長7年に島津忠恒(家久)が山下に「御居城」を構えて、「本御内」より移るとある(後世記事)	『鹿児島県史料集 薩藩政要録』-10
			鹿児島城は慶長7年、島津忠恒(家久)が築城(後世記事)	『三国名勝図会』1-薩隅日総説
			鹿児島上之山城普請について、船体より移る家もいまだできておらず、秋ごろには完成する予定	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-190
			鹿児島城の書院や城寄屋の用材の仕立て、過半ができたとのこと	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-204
慶長11	1606	4月14日	鹿児島上之山城普請について、船体より移る家もいまだできておらず、秋ごろには完成する予定	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-215・216
		5月1日	鹿児島城の書院や城寄屋の用材の仕立て、過半ができたとのこと	
慶長15	1610	6月6日	鹿児島城の書院や城寄屋の用材の仕立て、過半ができたとのこと	
			鹿児島城の書院や城寄屋の用材の仕立て、過半ができたとのこと	
慶長17	1612	9月11日	島津忠恒(家久)が山下を御座所とする間、(口置島津家)島津常久に上ノ山城を預けた。慶長15年夏に上山に家居が完成し、8月に引越し、慶長18年10月に妻子も引越した(後世記事)	鹿大下里文庫、「文政五年鹿児島城絵図」
		10月	慶長17年9月11日には櫓門の柱立が行われた(後世記事)	『寛満名勝考』-鶴丸山
慶長18	1613	9月17日	伊地知重康、奥ノ御屋作を見舞う	鹿大玉里文庫、「旧典拔書」(人)-宝暦6年12月条
		9月18日	島津忠恒(家久)、鹿児島城大奥に移る	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-1074
慶長19	1614	5月29日	慶長19年甲寅5月29日、鹿児島上山城を預かっていた(口置島津家)島津常久、上山城において死去。頼口兵右衛門・岩本孫兵衛・木下藤吉左衛門殉死	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-1100
慶長19頃	1614頃	12月29日	御座所を建昌へ移し替えたこと、相良氏に伺ひてもらう形で申し入れたが、この節は鹿児島で耐えるのが第一であるとの返事	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-1320
元和元	1615	閏6月13日	国中の城内、居城以外を破却するようにとの老中奉書(いわゆる「一国一城令」)に関する老中奉書	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-1280
		12月29日	御居城の儀について、御使札の趣、御一書御口上の通り承知したが、裁定については幕府(徳川家康)の御意を得、その命に従うように	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-1319
寛永3	1626	7月8日	御城の岸に小松が生えているので取り除くように	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』5-37
寛永5	1628	4月12日	御書院(普請)については来年百姓方が多忙でない時分に命じる	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』5-152
寛永10	1633		島津忠恒(家久)、幕府の上使に建昌城を視察させ築城の許可を打診。建昌城は右垣や水利などの面から居城に不向きと判断される。一方、その後訪れた国分城は、豊富な水があり水利にすぐれ、諸方からの出入りが険阻であり、田畑も過分に抱えるなど日本一の名城であるべきとの評価	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』5-676
寛永13	1636	2月21日	国分へ移るための始末のこと、(2代藩主)島津光久の帰国時期を検討すること、島津忠恒(家久)等隠居のこと、その際の居所のこと	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』5-906
		3月14日	(鹿児島城からの居城移転の検討がなされた)大隈国府城の近き裏山に建門、城内に番屋を作り、少々番の者をおき、山下に城を構え、光久が居城する支度について絵図をもって申請を行ったところ、許可される	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』5-911・912
寛永15	1638		国分新城の普請について、川堀の問題や百姓などへの負担、幕府への配慮などから延期が決まる	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』5-1301
寛永16	1639	8月15日	鹿児島城の殿舎について、老朽化と虫害が進行しているため、新規普請を企図する。国府の御城については、島津忠恒(家久)存命中に光久の居城として整備することを幕府の酒井讃岐守に許可を得ている	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』6-48
		10月18日	石垣が崩れかかっている件について、新規普請を行うことは難しいが、崩れた石垣の補修は旧状に復する場合は問題ない。崩れかかっている範囲が広い場合、絵図で申し出て、御目付衆に見せる必要がある。御屋作も、後日国府へ移ることが道理にかなっていると納得してもらうべきである	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』6-65
		12月16日	城絵図の書き方について寛書(正保元年12月、幕府が諸藩に正保城絵図の制作を命じる)	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』6-447

表 2-20 鹿児島城関係文献目録（2）

正保2	1645	5月26日	鹿児島城の海手の石垣が破損したことについて、高さ三間半、長さ五百間のところを築き出したいとのことで、幕府に修理の許可を願ったところ、普請が許される。南の方の舟人の渡渉についても同様に許される。	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-27
慶安3	1650	8月28日	「鹿児島山下居所災之方」の石垣破損、修復許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-330
		10月15日	夏中の大雨により御居城(鹿児島城)の石垣が破損したことについて(島原藩主高力忠房が)御老中に入れたところ、(御老中より)復旧するようにとの奉書を遣わしたとの知らせ	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-341
慶安5	1652	4月20日	島津光久、内書を下して、新しい御殿が竣功していなければ小書院を用いること、門外へ出る際の供は城の小番・大番の中から時宜に応じて召し出すことなどを伝える	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-121
承応4	1655	2月4日	島津光久、内書を下して、新しい御殿が竣功していなければ小書院を用いること、門外へ出る際の供は城の小番・大番の中から時宜に応じて召し出すことなどを命じる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-566 ※史料番号424と同一
寛文4	1664	7月10日	「鹿児島城南之方」の石垣2ヶ所破損、修復許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-1059
寛文8	1668	6月18日	「鹿児島城居所」の堀3ヶ所、「侍屋敷廻」の堀2ヶ所の渡渉許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-1210
		8月13日	老中久世直之、光久に書状を送り、城の堀の渡渉について先日送いた本書の旨を承知するよう伝える	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-1246
寛文10	1670		鹿児島城及び鹿児島城下絵図の内、現在確認できる最も古い絵図。上山城(城南)の記載が詳細で、上山城の位置に「鹿児島城」と記載され、麓の居所に因しては「居宅」と記載	鹿児島県立図書館、「薩藩御城下絵図」
延宝5	1677	4月8日	「鹿児島城乾方之門」が破損。新規建直し許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-1726
延宝8	1680	1月12日	鹿児島にて火災。下諸上家、御春屋・屋久蔵・町町まで残らず焼失(山尻火事)	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-1768
天和3	1683	11月21日	島津中務・島津伊賀屋敷から島津番刀の本屋敷まで二之丸とするため、新たに地引を行う	鹿児島県立図書館、「古記」-貞享元年11月21日条
		12月17日	二之丸作事開始	鹿児島県立図書館、「古記」-天和3年12月17日条
貞享元	1684	1月2日	二之丸立直る。大工大凡400余人	鹿児島県立図書館、「古記」-貞享元年正月2日条
		1月24日	二之丸作事完了	鹿児島県立図書館、「古記」-貞享元年正月24日条
		4月25日	新しく作事した場所(二之丸)を今後「御下屋敷」と改称するととの触が出る	鹿児島県立図書館、「古記」-貞享元年4月25日条
元禄3	1690	8月14日	去冬に取りかかった城の門普請が完了し、門と橋の通り初めを行う	鹿児島県立図書館、「古記」-元禄3年8月14日条
		4月23日	鹿児島に大火あり。上清町から出火し、楼門及び櫓・対面所も悉く被災	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-2599
		4月23日	元禄9年4月23日の夜八ツ時の、鹿児島上町行屋より出火。城まで類焼する	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-2600・2601
		4月24日	上和泉屋町より出火、城も類焼。殿まで焼く。金銀蔵屋敷は残る	鹿児島県立図書館、「古記」-元禄9年4月24日条
		5月12日	元禄9年4月23日の鹿児島城下の火災について被害状況をまとめた絵図を幕府に提出。絵図の枠えの裏には、関係する奉書等が貼られ、経緯と被害状況及び、鹿児島城の修復の手続き、修復(普請)箇所についてがまとめられる	東大島津家文書、「鹿児島城絵図枠」
		5月23日	鹿児島上清町で出火し城まで類焼。居所・櫓・堀・門・橋が焼失、石垣も焼け崩れる。石垣の築直し、楼門の新築、堀・橋の修復許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-2614
元禄12	1699	6月28日	鹿児島城の復旧普請について、島津綱貴より、木材の用意に油断なきようにとのこと	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-2616
		8月18日	鹿児島城火災後の普請が未だ終わらず	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』2-523
元禄14	1701	3月26日	城下の干潟を埋立て築地とし町取とすること、築地内に小船の入る堀、居所の裏の方に大船渡除の渡戸の築造を許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』2-953
元禄16	1703	6月21日	鹿児島城居所から南方の堀2箇所、南東の門堀1箇所、東北の間堀1箇所について、渡渉許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』2-1463
元禄17	1704	2月25日	元禄9年の火災後、まず楼門・外郭などを修理するも未だ終わらず。去年(元禄16年)には、先に対面所・広間を造営した。この日吉辰につき、島津綱貴、本丸に移る	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』2-1609
		4月18日	本丸新作事終了。御座所を御下屋敷より本丸へ移す	鹿児島県立図書館、「古記」-宝永4年4月18日条
宝永4	1707	8月晦日	各門や部屋・廊下の呼称を定める。北御門脇の新居御門を長居御門、御家老等の出入口を中之口、惣出入玄関を内玄関、近習番所入口の長居御門を近習番所口、下浪の大額を掛け、下廊を浪廊下と呼ぶ	鹿児島県立図書館、「古記」-宝永4年8月晦日条
宝永6	1709	5月5日	島津吉貴、父祖の志を継ぎ、紫尾山大願寺の再興と東照宮並みの位牌殿を造営せんとして、鹿児島城人手中に土地を定め、寺号を南泉院とする。この日より造営を始める	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』2-2790
宝永7	1710	4月7日	「御甲御門」を内堀として「御花園御門」と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2567
		4月16日	南泉院の宮殿および末寺親樹院・実相院・吉祥院、落成	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』2-2927
正徳2	1712		元禄9年4月23日の鹿児島城下の火災について被害状況をまとめた絵図・書状類を整理する。絵図は3枚製作し、江戸御家老座、御記鑑所、御国御家老座に置く	東大島津家文書、「鹿児島城絵図枠」
		8月5日	孝行之間後の縁類を御奉了之間と呼称する	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2564
正徳3	1713	1月20日	鹿児島城下町大火	鹿児島県立図書館、「古記」-正徳3年1月20日条
		4月28日	鹿児島城下町大火	鹿児島県立図書館、「古記」-正徳3年1月28日条
		4月28日	火除けのため、鹿児島城下役座地および下町札辻より築地まで、春屋南市店境、上分の宅地を空き地とし、その後二之丸より下屋敷前まで火除地とする。鹿児島城坤隅(南西隅)の島津久達宅の宅地を下屋敷囲いの中とする	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-207
			火除地を作るために、幕府に絵図を提出する。その写し。絵図の裏には、元禄9年の火災の後、正徳3年から14年にかけての鹿児島城下の改修(普請)の手続き、改修箇所についてまとめる。複数の奉書等を絵図の裏に貼る	東大島津家文書、「鹿児島城絵図差出 一件」
			「鹿児島城絵図差出 一件」の写し	鹿児島県立図書館、「正徳三年御城絵図」
		9月11日	「花園御門」を「花畑御門」と改称、南泉院下馬乗馬脇の堀にかかる橋を「仮橋」とする	鹿児島県立図書館、「古記」-正徳3年9月11日条
		12月	島津吉貴から提出した願書。鹿児島は近年大火が多く、当年は二度も薩摩守居宅近辺まで類焼した。薩摩守居宅曲輪の外に櫓子の部屋や屋敷があり、近辺に家来を住ませた屋敷がある。火の用心のために家来の屋敷を取り除き、薩摩守居宅から遠い場所に家を建て直したい	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-297
享保6	1721	6月9日	本丸・下屋敷の殿舎の作事について、役座の移動、藩主(維豊)の諸役座を本丸に直す。下屋敷は御隠居方(吉貴)として作事に掛かる。御隠居御方を仰せつけられた役人は下屋敷長屋の中に当分は役座を建てる。下屋敷の作事が終わるまでは御飯屋に移る。藏方を御隠居御方とする	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-1263
享保10	1725	2月17日	御本丸溜之間を鴛之間と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2565
		10月23日	御下屋敷角の辻番所と御飯角の辻番所を高役番所と呼称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2566
享保12	1727	3月	鹿児島城下東口番所良方外北東之間、土居二ヶ所并に堀岸三ヶ所が去年の大雨で破損したので、修補箇所を絵図に記し幕府に伺いを立てる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-1944・1945
		3月11日	鹿児島城下東口番所良方外北東之間、土居二ヶ所并に堀岸三ヶ所、絵図の朱引の通りの修補が認められる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-1946・1947
享保14	1729	5月	鹿児島城下東口番所良方外北東之間、土居二ヶ所が去年の大雨により破損したので、幕府に修補の伺いを立てる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-2218・2219
		5月13日	鹿児島城下東口番所良方外北東之間、土居二ヶ所、絵図朱引の通り修補が認められる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-2220
享保17	1732	8月28日	過去に願いつけていた鹿児島城下東口番所通、良方外北東之間、土居2箇所、土居堀岸3箇所の修補が認められる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』4-442
享保19	1734	8月9日	過去に願いつけていた鹿児島城下東口番所、良方外北東之間、土居3箇所、土居堀岸4箇所の修補が認められる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』4-669

表 2-20 鹿児島城関係文献目録（3）

享保20	1735	10月	島津継豊の鹿児島島の居宅内にある櫓に虫が付いて危ないため、材木の取替と修補を願い出る	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』4-784
享保20	1735	10月	島津継豊の居宅内にある櫓の修補について、屏書と先例書を御用番松平左近将監(乗邑)方の用人坂源七へ差し出したところ、趣旨を聞き置く旨伝えられる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』4-786
延享2	1745	9月18日	鹿児島城下東口番所通、良方外北東ノ間、土居4箇所について、願出通り修補が認められる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』4-2177
延享4	1747	4月2日	御台所後へ、お嘉久様(妙心院)屋敷の作事が成就。山下御用屋敷と呼称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2577
		8月21日	鹿児島城下東口番所通、良方外北東ノ間、土居3箇所について、願出の通り修補を許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』5-78
寛延2	1749	春	西配廊(二之丸御下屋敷)は鹿児島城の便殿であったが、品津古貴の隠居の後に毀損してしまった。この度島津継豊が致仕した後、去秋から再びこの地に殿舎を建て、今年に竣工した。	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』5-426
		3月29日	御下屋敷の作事について、御座廻りが大分成就	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』5-428
宝暦6	1756		幕府国口付に対する鹿児島城に関する答書。鹿児島城は山城である。山城には本丸・二之丸があるが、櫓・塀・堀はない。南には大手口、北には岩崎口、西には新照院口があり、それぞれに御門があり、土番が任命されている。大手口より新照院口まで七町四十二間、新照院口より岩崎口まで七町三十三間あり、本丸は大手口の上、二之丸は御下屋敷上の松林である 城から堀・下屋敷までの周囲は17町29間。良方(北東)の外堀の長さは2町7間、横幅は10間半、深さは2丈、東の裏通りの長さは1町28間。北方の入は1町28間。南方の入は1町47間、西方は二之丸から下山際までで1町20間。東の裏通りは1町45間、横幅は9間、深さ5尺、北方の堀の入は1町20間、横幅9間、深さ1丈2尺。南方の堀の入は1町57間、横幅9間、深さ5尺。橋は橋門前の一つで、北方の長屋門前は土居を通して橋は無い。全て一重橋であり、外郭は無い。 城内の建坪のこと。総建坪は3235坪で、下屋敷の建坪は1250坪。本丸・二之丸の建坪は記されていない。 城門の数、櫓、矢狭間・鉄炮狭間のこと。東には橋門が1門、長さ(空白)間、横3間半、窓は4ヶ所。北には長屋門が1門、南側に櫓が1ヶ所あり、長さ27間、横3間半、窓6ヶ所。下屋敷の東門として平門1門、長屋門2門、南に長屋門1門。御蔵には平門2門。矢狭間・鉄炮狭間は無い。 城内の蔵の数のこと。土蔵7軒あり。それぞれ、長さ37間に横3間、13間に3間、8間に3間、7間に3間、2間に2間、11間に2間半、7間に3間。 城内の井戸の数のこと。城山の内では5ヶ所で出水(湧水)が2ヶ所、岩崎方面は24ヶ所で出水2ヶ所。 下屋敷長屋のこと。長屋が2棟あり、それぞれ、長さ45間に横3間、71間に2間半。 廊の数のこと。総数12軒で、それぞれ、長さ16間に横3間、77間に3間半、19間に3間(2軒)、9間に3間(2軒)、7間に2間、5間に2間半(2軒)、6間に2間半、10間に3間、10間に3間半(3軒)。 山輪内の侍屋敷のこと。大手口に6ヶ所、岩崎方面に11ヶ所。 下屋敷前の空地のこと。中小路から東に蔵81間、横58間。西に蔵136間、横57間半。 古野橋と堀のこと。岩崎口から海際まで4町16間。古野橋から上へは2町7間。堀を修復する際に公儀に届けた時の幅は、古野橋で10間半、新橋で16間、海際で26間で、深さは6尺5寸。 役所のこと。家老座・奥四方・勝手方・大目附座・六与所・側用人座・御用人座・近習役所・納戸・兵具所・使番役所・記録所・高奉行所・物奉行所・膳・右筆所・目付役所・判明奉行所・郡方・書院方・台所は堀内に在り。寺社奉行所・勘定所・町奉行所・山奉行所・宗門改方・代官所は屋敷内に在り。普請方・細工所は築地に在り。評定所・春屋は中福良に在り。 升形のこと。升形は千石馬場の突き当たりを前々から升形と称してきたが、縄張りなどは定めていない。	『鹿児島県史料集 通昭録』1-「監察使答問抄」
宝暦9	1759	4月21日	普請方より出火、奉行所や材木蔵が焼失し、外長屋及びに検者所が残った。人馬の被害なし	『鹿児島県史料集 三州御治世変覧』「年代記」-宝暦9年4月21日条
		閏7月3日	御城東御門橋造替えが完了し、渡初を行う	『鹿児島県史料集 三州御治世変覧』「年代記」-宝暦9年閏7月3日条
宝暦10	1760	8月27日	鹿児島城下東口番所通、良方外北東ノ間、土居2箇所について、願出の通り修補が認められる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』5-2413
宝暦12	1762	10月25日	御敷台脇廊を中之間口と呼称。表御書院について三間あり、上之間・二之間・末之間と呼称。臺子之上座、臺吉丁(キウタハン)之間、この跡を新座と呼称(ただし臺吉丁の絵がわかる)。御家老座より御取付之間へ通る角を葛之間と呼称(葛の絵がかかる)。諸人通融の玄喚を中之間、同じく上之間は溜之間と呼称。内御玄喚の上之座を内御玄喚上之間といい、下之座を御懸掛之間と呼称。この跡鶴之間と呼称していた場所を蘭之間と呼称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2568
明和3	1766	8月25日	鹿児島城下東口番所通良方外東北の間、土居2箇所、5月23日の大雨で崩れたので、修補を願出る	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-324・325
		9月2日	鹿児島城下東口番所通良方外東北の間、願出の通り修補が認められた	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-326
明和4	1767	7月11日	鹿児島城下東口番所通良方外東北の間、土居6箇所、5月26日の大雨で崩れたので、修補を願出る	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-391・392
		8月5日	鹿児島城下東口番所通良方外東北の間、土居6箇所、願出の通り修補が認められた	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-406
		9月21日	鹿児島城下東口番所通良方外東北の間、土居6箇所の修補を認められたことに対する諸書	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-418
安永2	1773		安永2年2月(造十箇)聖廟を創建。8月聖堂が落成。10月医学院の創建を命じる。この年城下に下馬神の建立	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-991
		3月6日	聖堂・講堂、その他諸稽古場(造十箇・演武館)の造立を命じる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1009
			安永2年有司に命じ、造士館・演武館を創建。初め城下の南に有り、2月に始め安永2年8月に落成	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1082
		5月	4月19日、御城下大垣を取り除き、下乗札・下馬札を建てる。御樓門地幅ママ。諸役座長屋の南泉院下通りは、下乗下馬に及ばないと仰せ	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2617
安永3	1774	正月29日	御城廻りの警戒のため、新橋下之方・枳形入口等の二ヶ所に柵門・番所を設置	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1160
			安永2年有司に命じ、医学院を府城の南に創建する。安永2年10月にはじめ、安永3年2月に落成する。院中には神農殿を建立し、影像を安置する	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1164・1184
		5月14日	同史館(御龍録所)は初め府城本丸の内に有り、元禄9年4月23日府城火災に合い、宝永3年10月23日府城便殿四配廊(二之丸御下屋敷)の内に仮置く。正徳3年5月15日府城北御蔵の内山屋に設置。明和8年11月17日重豪は有司に命じ、府城の南に卜定する。安永3年5月14日に落成する	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1191
安永4	1775		門及び邏所を城下の西田橋口・難波臺西北南所に門及び邏所を設置。升形口及び新橋・古野橋に柵門建てたて、それぞれに番帳を設置	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1251 『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2596
		3月	枳形御門・新橋御門・古野橋御門・西田橋口御門・難波臺御門に改称	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1252
安永6	1777		安永癸巳に(造十箇の)宣成殿を創建。6月に聖堂奉行・講堂学頭を置き、諸生を教育させる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1457
安永8	1779	11月	安永8年、治暦の館を創建し、明時館(天文館)とする。8月13日から建設をはじめ、10月26日に完成した。明時館の創建の経緯などについて。	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1652・1653
天明2	1782	12月	南御門のことを銅御門、東御切子御門のことを東御門と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2573

表 2-20 鹿児島城関係文献目録（４）

天明4	1784	3月	琉球仮屋について、琉球館と改称	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-2087
		10月1日	9月御作事奉行を置き、10月1日二丸を造る	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-2119
		11月3日	御本殿のことを内輪では「御殿」と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2580
天明5	1785	1月9日	寒古子之間を臺子之間と改称。塙之間を伺公之間と改称(ただし塙之間的の絵がかかる)	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2569・2570
		2月16日	幕府に納すまたは隠居の居宅として雇出ている御屋敷地を内輪にて「二丸」と呼ぶよう仰せ渡される。妙心院が住んでいた屋敷を「山下御屋敷」と読んでいたが、「九一門」に仰せつけ、当分、山下御膳部屋当たりまでを「山下」と呼ぶよう仰せ渡される。その他、「二丸御門」→「矢来御門」、「南口御門」→「御台所御門」、「御下屋敷御門」→「二丸御門」、「御下屋敷御門」→「南御門」、「御勘定所門」→「御役所御門」、「随神門脇御中門」→「花園御門」へと改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2579 『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-2196
		4月	御書院の御勝手方之間、この節できた御小座敷のことを中之間と呼ぶ。	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2581
		8月	この節、普請した御庭は、二之丸御庭と呼ぶ(二之丸庭園の普請)。内玄喚のことを御内玄喚と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2582
		8月19日	御納戸・御兵具所・御記録所・御帳について、役所札から御の字を外すよう去年中に仰せ渡されたが、御の字を戻す。また、御納戸方、御兵具所方なども合わせて用いる。内玄喚のことを御内玄喚と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2583・2584
		7月25日	御家老與所のことを大身分触役所、六組所のことを六組触役所と改称	
天明6	1786	1月	向御殿口鈴之口之事、奥口と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2575
		4月	樋之間を竹之間と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2585
		6月9日	奥口のことを鳴子之口と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2576
		7月25日	御家老與所のことを大身分触役所、六組所のことを六組触役所と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2586
天明7	1787		二之丸造営。11月25日起床、翌年8月24日広間・書院など相成。しかし、同年京都で火災、費用負担のため、造営は暫く措かれる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』7-2
寛政4	1792	1月2日	正月2日二之丸造営再起床し、同3年6月12日に使室内庁完成。同4年4月27日に移徙の儀を執行	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』7-112
		11月18日	花昌御門を西口御門と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2588
文化1	1807		「文政四年略図」の原因が写しと考えられるもの。屋敷・町割・人名・町名等が詳細に記載される	鹿児島県立図書館、「鹿児島御城下町略図」
文化7	1810	1月	鹿児島城橋1ヶ所長八間、横三間三六、これまで板橋で度々朽損損じたので石橋に変更を願い、絵図添え向う(御棧門橋石橋二架皆同)	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』7-1075
			鹿児島城橋門前橋の石橋への架替が許可される	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』7-1080
文政4頃	1821頃		『薩摩風土記』所収。御棧門・角櫓・堀・石垣・大手橋等が簡略に描かれる	国立国会図書館、「薩摩風土記」「鹿児島城下略図」
文政5	1822		文政5年に描かれた鹿児島城絵図を大正15年に復写したもの。鹿児島城下の南泉院より蔵に至るまで城山・川・道・神社・仏閣・屋敷等について詳細に記載。城橋、社寺等についてその由緒を記す	鹿児島市平文庫、「文政五年鹿児島城絵図」
文政13	1830		鹿児島中諸屋敷敷のこと、土屋敷1831箇所、内、571箇所が上方(内2箇所が佐土原仮屋、琉球館)、865箇所が下方、55箇所が岩崎東部ヶ城御城内、340箇所が新上橋、西田、高麗町、荒田、武、中村、草牟田、吉野、上伊敷、大迫、坂元	『鹿児島県史料集 薩摩政変録』-66
文政一火保期	1818-1844		大坂商人高木善助が記した旅日記に描かれた絵図。鹿児島城域内が描かれる	鹿児島県立図書館、「城山南面屏形前之図」
天保14	1843		六曲屏風に大保午間の鹿児島(鶴丸)城と城下町の様子を描く。鹿児島(鶴丸)城を中心に、南東は南林寺付近、南西は西川町付近、北東は祇園之洲付近までの城下町全体を南東より俯瞰する	鹿児島市立美術館、「天保午間鹿児島城下絵図」
天保14	1843	9月9日	御棧門の建替は、この年3月16日から取り掛かり、この日に成就。御棧門に引き続き、兵具蔵東北の周囲の建て替え、北御門および張番所などの新造が命じられる	『鹿児島県史料 斉宣・斉興公史料』-443
天保期	1830-1844		吉野橋から下川内池之平付近を描いた絵図で、鹿児島城のほぼ外郭を知ることができる	黎明館、「鹿児島絵図(文政前後)―吉野橋より下川内池之平迄」
弘化元	1844	2月23日	この日より御棧門造り替えのため通行が差し止められる。理由は四修補のためという	『鹿児島県史料 名越時敏史料』1-弘化元年2月23日条
		4月19日	名越時敏、修補中の御棧門を見物する。基礎は元のままで、(用材の)外面を削って磨き上げていた	『鹿児島県史料 名越時敏史料』4-弘化元年4月19日条
		5月21日	この日、御棧門の右の柱が立てられた。左の柱は先日既に立てられている	『鹿児島県史料 名越時敏史料』4-弘化元年5月21日条
		9月17日	御棧門の壁はこれまで瓦であったが、この度の修補で唐金(青銅)に造り替えられ、この口屋根に上げられた。新方は成田庄右衛門、五正立御召馬殿の方から屋根への通路が付けられた	『鹿児島県史料 名越時敏史料』4-弘化元年9月17日条
		9月20日	御棧門の修補が成就したので、今日から有馬氏による七日間の祈禱が始められた	『鹿児島県史料 名越時敏史料』4-弘化元年9月20日条
嘉永4	1851		御城内動植館内花園に精錬所及び斜射帷形を制作する	『鹿児島県史料 斉彬公史料』1-202
嘉永5	1852		2月7日城内御兵具蔵の改造を命じる。5月11日御兵具蔵改築の上棟式を行う。5月28日玉里邸御修造竣る。9月27日御兵具蔵及び阿留番所等の改造竣工	『鹿児島県史料 斉彬公史料』1-226
嘉永6	1853	1月29日	北御門建替落成	『鹿児島県史料 斉彬公史料』1-262
嘉永6	1853	8月29日	鹿児島城下の海岸に台場の築造(大門口台場、祇園洲台場)を開始(その後、安政元年に弁天台場、安政3年に新設止台場、安政4年弁天台場改築)	『島津斉彬文書』(下)-174
安政1	1857		鹿児島城御本丸御休息所より二之丸探勝園御茶屋まで電信を引く	『鹿児島県史料 斉彬公史料』1-204
安政5	1858		和蘭人が鹿児島に来訪した際、現在の城地であれば砲弾が届くとの指摘がなされる。台場や砦堡、胸壁の建設とともに、城地移転が検討される(候補地として国分城と蒲生城が挙げられ、測量を行い、国分の方が良いとする)	『鹿児島県史料 斉彬公史料』3-288
安政6	1859		安政6年頃製作と考えられる鹿児島城と城下町の絵図。屋敷居住者の人名まで記載される。「鹿児島県庁所蔵之印」の押印あり	鹿児島県立図書館、「旧薩藩御城下絵図」
文久3	1863	4月	南泉院郭内に照國神社創建	『鹿児島県史料 斉彬公史料』3-175
		4月4日	国分鮮御飯屋内へ花倉御茶屋内の家屋移転に着工する旨、通達が出される	『鹿児島県史料 忠義公史料』2-275
		7月3日	薩英戦争で英国船大砲の砲弾が御城山に5つ・6つ、御棧門に1つ、二之丸辺りへ幾つも飛来。国分への城地移転計画に対する佐土原藩士島津忠寛の意見。寛永の時も御城は8年、諸般備には約20年かかり、国分の位置も奥まっいて不便である。戦争の指揮が必要な時に逃げ出してどうするか	『鹿児島県史料 忠義公史料』2-476
		7月7日	薩英戦争中に敵弾が来た箇所について。御城山、数知れず。御本丸大奥御二階1個、破裂せず。本丸板之間御中門脇1個、破裂せず。御棧門2個、破裂。二ノ丸庭・浩然亭各1個、破裂せず。御台所庭1個、破裂せず。御城外護摩所1個、破裂せず	『鹿児島県史料 忠義公史料』2-133
		7月10日	薩英戦争中に敵弾が来た箇所について。御城山、数知れず。御本丸大奥御二階1個、破裂せず。本丸板之間御中門脇1個、破裂せず。御棧門2個、破裂。二ノ丸庭・浩然亭各1個、破裂せず。御台所庭1個、破裂せず。御城外護摩所1個、破裂せず	『鹿児島県史料 忠義公史料』2-133
		7月11日	国分への城地移転の布達	『鹿児島県史料 忠義公史料』2-140
		7月16日	神瀬及び桜島燃崎両所砲台、及び国府壺城は後にすべき布達	『鹿児島県史料 忠義公史料』2-451
明治2	1869		鹿児島藩内の蔵制改廃が行われる。	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-819〜863
		3月7日	造士館を廃止	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-835の5
		3月10日	医学院を廃止	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-837の2
		9月	演武館を廃止	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-913の2
		11月29日	旧南泉院跡に、島津家代々の惣社として鶴嶺神社を創建	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-938の1

表 2-20 鹿児島城関係文献目録（5）

明治3	1870	10月2日	大砲局および旧垂水・宮之城島津家屋敷を取り払い練兵場を建設	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-982の14
		12月27日	(鹿児島城跡に)鎮西鎮台の分営を設け、城下の兵士は全て罷免	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-1084の9
明治5	1872	2月	表御門(御楼門)は定められた官員以外は通行を許可しない。西御門(矢来御門)は諸人の通行門とするが、鑑札の無い者は出入りを許可しない。	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-1087の2
		2月8日	鎮台分営の門の下通り・吉野橋入口・元中ノ辻番所の角へ柵門を建て、訓練の時には閉じるようにする	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-1087の3
明治6	1873		成尾常矩が40年以上前の原因を元に記憶している部分を補足して作成した本丸殿舎配置図	鹿児島市立美術館、「鹿児島城本丸殿舎配置図」
		3月24日	成尾常矩が城の荒廃ぶりを嘆き、記憶しているものを後世に伝えようと作成した鹿児島城及び城下の絵図	鹿児島市立美術館、「鹿児島城地形及びその周辺図」 個人蔵、「成尾常矩城下絵図」
		12月25日	7日の夜に鹿児島営所内の営所と屯営が皆焼失したとの電報が届いたので、一時的に熊本にある鎮西鎮台の本営にまどめたいとの伺い	国立公文書館、「公文録・明治六年・第三十八巻・明治六年十二月・陸軍省何下」
明治10	1877	5月4日	城山新照院の方で初めて砲声を聞く。政府、旧小松帯刀邸・長崎川蔵宅を本営とする。哨兵線を書き、外部は旧船手の河岸より新上橋・西田橋・武之橋より川尻に至り、山手は新照院後ろの山より旧城山の内、和泉崎岩崎の北より山脈を東に渉り、旧脱新橋右蔵閣より海手迄、内部は山田馬場・高見馬場・天神馬場・千石馬場・山下橋・大手橋等に胸壁を築く	『鹿児島県史料集 丁丑日誌』上-5月4日条
			兵燹から避けるため、岩崎の宝庫を開き桜島へ移す。のち、岩崎宝庫は灰燼に帰する	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-1251
		9月8日	7日、午後6時頃より、政府軍の放火により県庁郭内に火が起こり、郭内は残らず焼失	『鹿児島県史料集 丁丑日誌』(下)-9月8日条
		9月10日	賊兵城山島津邸私学校等に居り、官軍四面を取り囲み日夜大砲攻にて勢い甚し。不日鎮定す可し	『鹿児島県史料集 丁丑日誌』(下)-9月10日条
		9月12日	西郷軍は旧大手或いは招魂社の周辺等に大概竹柵を設け、その所々の要地に穴を掘って砲弾を避けている。また、銃刀のない者がいて、これらは樵木棒を携帯しているとのこと	『鹿児島県史料集 丁丑日誌』(下)-桜島出張御用掛西久保紀林ヨリ上申書
		9月12日	12日、久光の執事方が砲弾の中、二之丸にあった荷物を搬出。西郷軍が胸壁を築いていたが、各倉庫はそのままで、略奪したり邸内に侵入することはなかった	国立公文書館、「陸軍省大日記」-明治10年9月14日条
		9月17日	17日、政府軍の砲撃により、午前10時頃より岩崎へ放火。蔓延して私学校へ延焼し灰燼となる	『鹿児島県史料集 丁丑日誌』上-9月17日条
		9月17日	17日、政府軍の砲撃により、私学校・岩崎内焼失	『上村行微日記』-明治10年9月17日条
		9月22日	21日、政府軍の砲撃により二之丸焼失	国立公文書館、「陸軍省大日記」-軍機要領之部明治10年9月22日
明治17	1884		古跡鶴丸城址に関する歴史を記載	『鹿児島県史料集 鹿児島県地誌』
宝永6以降	1710以降		城山の状況を描いた絵図	東大島津家文書、「鹿城山総絵図」
明治41以降	1908以降		明治5年の天皇行幸の際に撮影された、鹿児島城の御楼門、御兵具所、居館、庭園、城山などの写真に対する解説	東大島津家文書、「旧鹿児島写真 説明書」
年月日未詳			鹿児島城内御対面所の横等に描かれた装飾の目録	黎明館、「御対面所御模杉戸絵目録」
年月日未詳			講師の伊東凌舎(草市)が、鹿児島に滞留した際の見聞記内に描かれた鹿児島城下の略図	国立公文書館、『かこしまふり』「鹿児島略図」

(1) 史跡城山に係る発掘調査等

その結果、平成23年（2011）には19か所の堡塁と2か所の胸壁、堡塁状遺構が、平成24年（2012）には5か所の堡塁が確認されている。金属探査では、弾丸や薬莢等が発見されている。2か所の堡塁状遺構は通常の堡塁と異なり非常に大型で、堡塁状遺構1は「観測指揮所」、堡塁状遺構2は「砲台跡」の可能性がある。また、金属探知機を使った調査の結果、落ち葉の下から西南戦争に使われたと考えられる弾丸が13点、薬莢が6点確認された。また刀の一部と思われるものも見つかった。縁金と考えられるが、西南戦争に関連するものかどうかは不明である。

トンネル工事に伴う調査
城山公園（通称ドン広場90m）
昭和61年3月
鹿児島市教育委員会

城山土塁地形測量
令和元年度
鹿児島市教育委員会

西南戦争関連遺跡群金属探査
岩崎口付近
平成23年・平成24年
鹿児島市教育委員会

西南戦争関連遺跡群金属探査
平成30年
鹿児島市教育委員会

新照蔵口
西郷隆盛酒席
石仏十三体
敦天聖人石碑
近衛の水
薩摩藩主碑
西郷隆盛終焉の地
岩崎口
御殿
西南戦争の戦弾跡
私塾校跡
重水島津家屋敷
宮之城島津家屋敷
名山堀
築地
吉野橋堀

城山ホテル鹿児島
大手口
島津斉彬公像
鎮国神社
南泉院
島津忠孝公像
御勅定奉行所
二之丸殿舎
西郷隆盛銅像
掛代官所
流士館
講武館
御記録所
町奉行所
火跡地
内庭
黒形（居館）
奥庭藝・花園
御糧古所
御台所

城山展望台
百年戦争追善本岩跡
ドン広場

凡例

記号	内容
[Red solid line]	天然記念物及び史跡城山の範囲
[Orange dashed line]	県指定史跡区域
[Green solid line]	城山公園の範囲
[Brown dashed line]	天然記念物城山に係る範囲
[Blue dashed line]	鹿児島（鶴丸）城跡に係る範囲
[Pink dashed line]	西南戦争に係る範囲
[Yellow circle]	市指定史跡
[White circle]	その他の史跡

– 60 –

令和元年（2019）は、ドン広場を囲む土塁の地形測量を実施した。令和2年（2020）には、鹿児島城跡の国史跡追加指定に向けた発掘調査が行われ、土塁は自然地形を利用して切土や盛土で造成されていること、土塁の前面には、空堀が巡っていることが確認された。

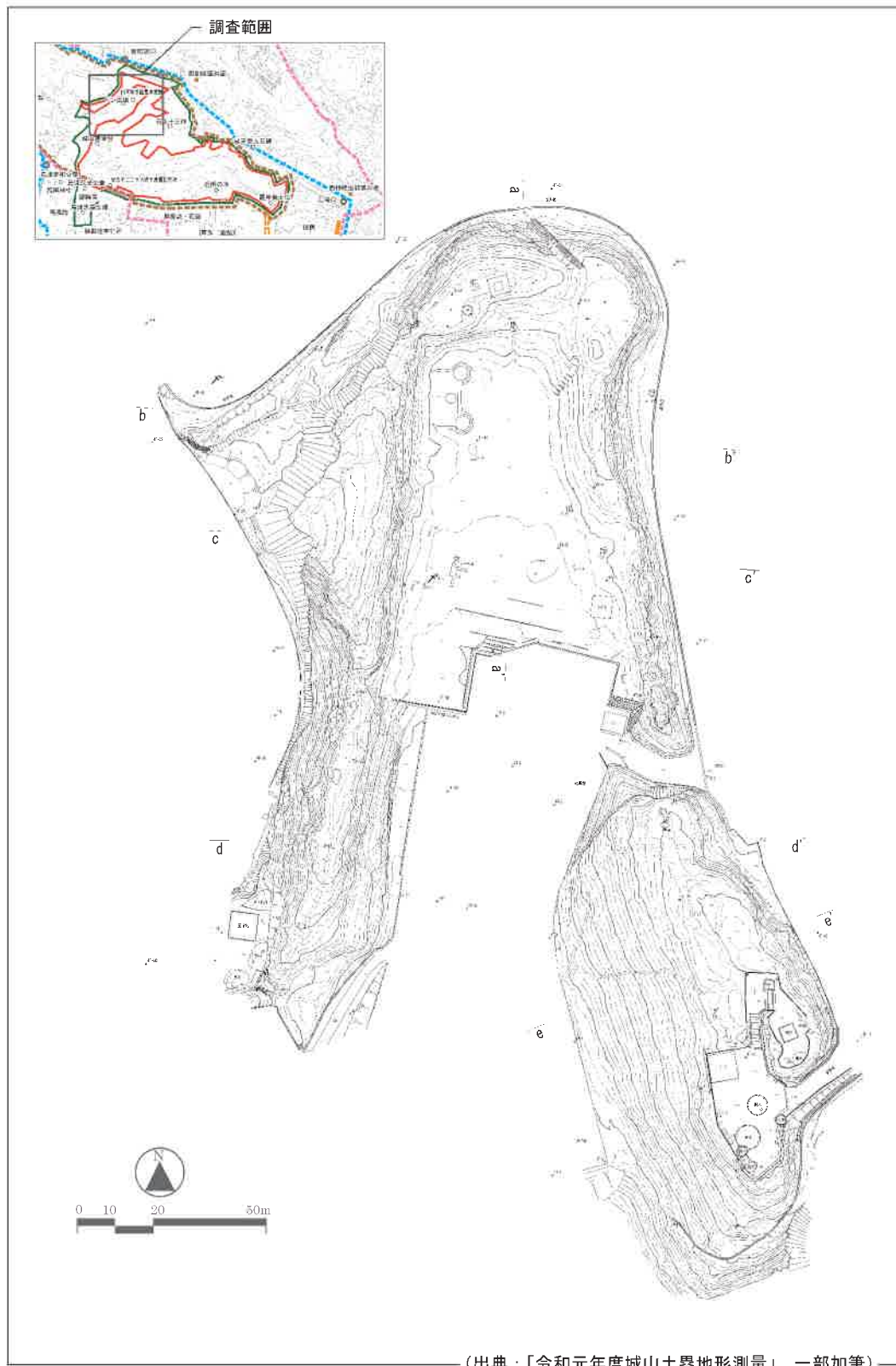


図 2-12 城山土塁遺構及び周辺地形測量図（1：1500）

（出典：天然記念物及び史跡城山保存活用計画）

(2) 出土遺物

出土遺物としては、弾丸や薬莖、刀装具、鉄片その他金属製品等の西南戦争当時のものと思われる多数の遺物が発見された。

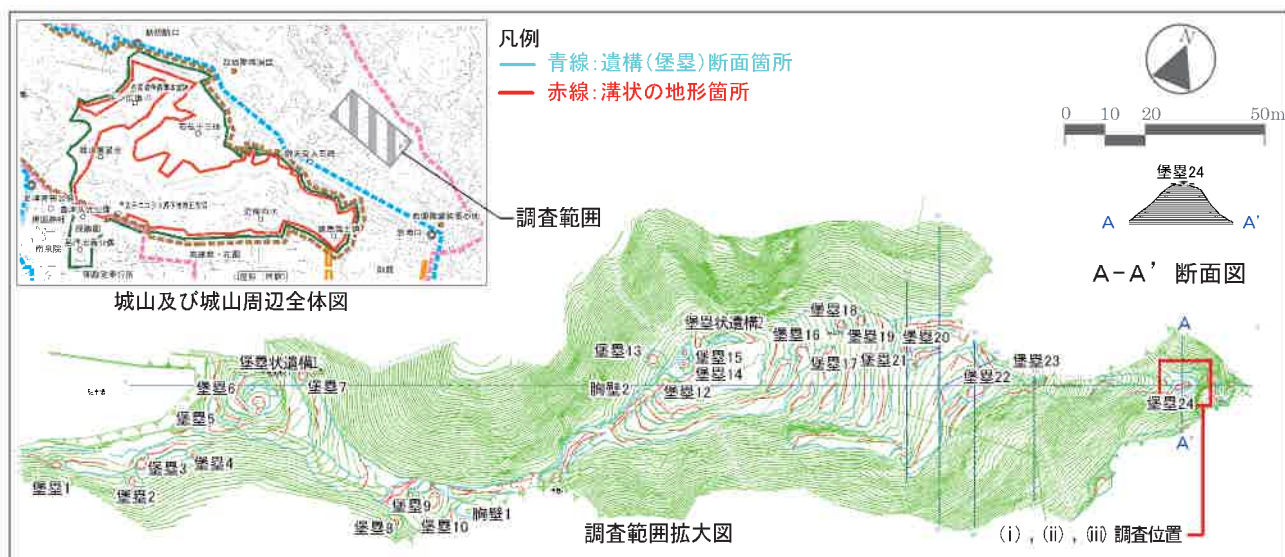


図 2-13 調査位置図（出典：天然記念物及び史跡城山保存活用計画）

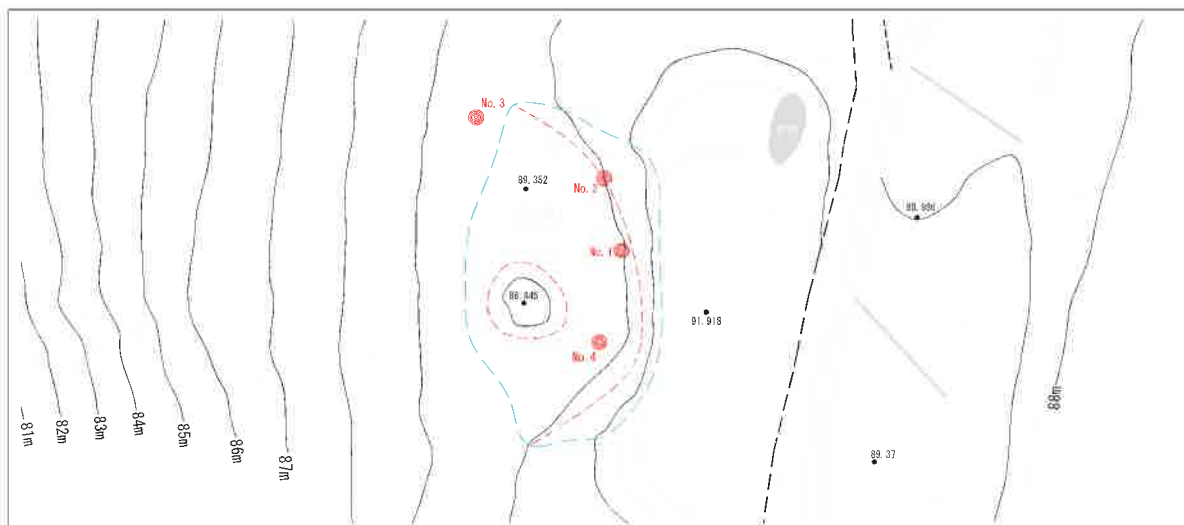


図 2-14 地形測量図（出典：天然記念物及び史跡城山保存活用計画）

4 天然記念物城山の調査

城山は、大正13年（1924）には、当時東北帝国大学講師であったハンス・モーリッシュ博士（後のウィーン大学総長）の「植物学者モーリッシュの大正ニッポン観察記（草思社）」によって、常緑広葉樹林やクスノキの大木群をはじめとする照葉樹林、及びそれらに着生する植物等が世界に紹介されている。

昭和6年（1931）に城山が国の天然記念物に指定された際の、文化財的価値に関する説明は次のとおりである。

「指定理由は、九州南部の特色を顕著にもつ照葉樹林やきんもくせい（ウスギモクセイ）の自生、また種々のツル性の植物や林床に繁茂する草本や暖地性のシダなど、多数の植物が見られることが文化財的な価値として認められたものである。」（次節参照）

その後、城山では、現在に至るまで、鹿児島市等によって植物相調査が行われてきた。過去に行われた植物相調査のうち、代表的なものについて、指定時からその後の城山の植物相の変化がわかるよう指定時の調査をベースとして表にまとめた。

1. 中井猛之進らによる鹿児島市城山植物調査報告（昭和6年（1931）調査時季不明）
2. 鹿児島大学農学部による調査記録（昭和29年（1954）調査時季不明）
3. 鹿児島市内中学校理科部による調査（昭和49年（1974）夏・秋）
4. 天然記念物城山の植物相と植生（平成14年（2002）春・夏・秋・冬）
5. 城山公園植生等現況調査（平成24年（2012）冬）

平成24年（2012）の植生調査によると、城山の東側全体はミミズバイースダジイ群集で被われ、高木層ではスダジイ、イスノキ、亜高木層ではショウベンノキ、ヤブニッケイ、低木層ではミミズバイ、アオキ、草本層ではヤブコウジ、ノシランで構成されている。

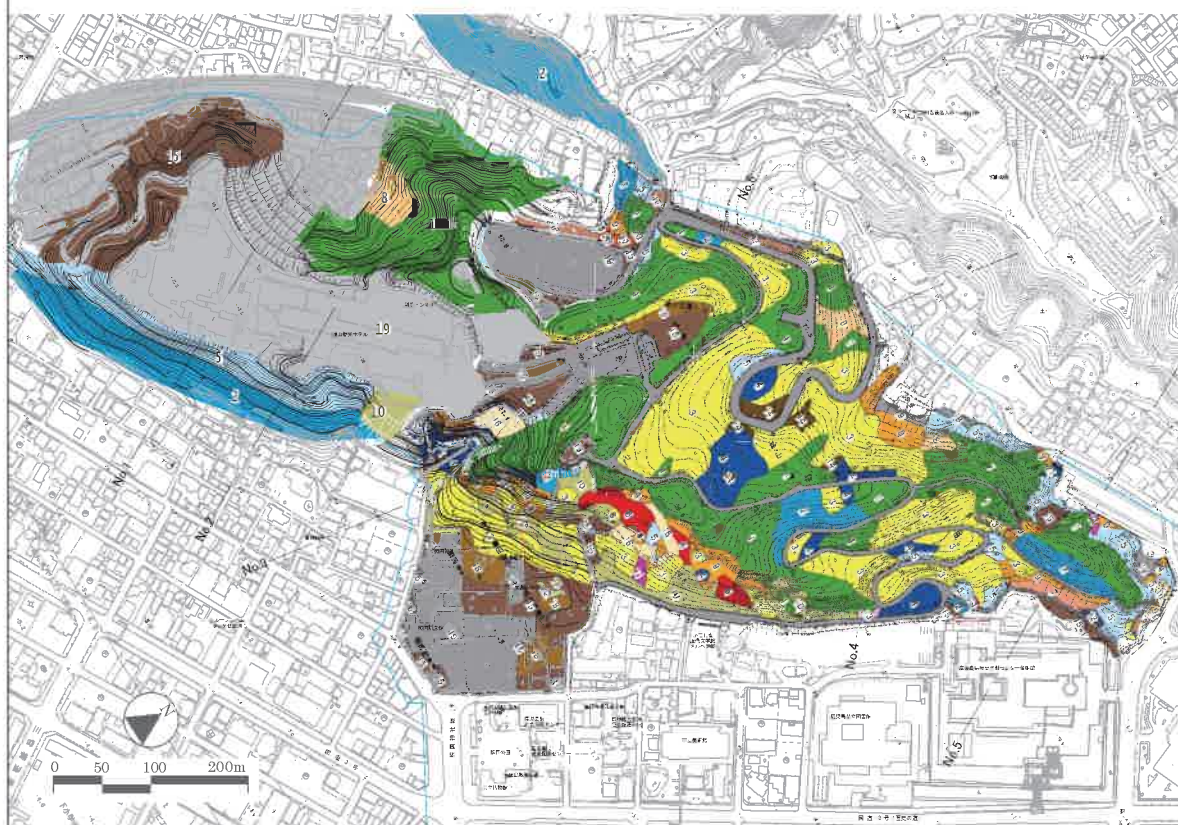
なお、城山では、昭和30年代には指定範囲の隣接地の開発により、遺構の毀損等も発生した。さらに近年は、様々な要因による区域外からのモウソウチク等の外来種の侵入などの課題を抱えている。

これらの課題に対し、鹿児島市では、「鹿児島市城山公園保全計画」（平成24年（2012）3月）や「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」（令和2年（2020）3月）を策定し、部分的に二次的遷移を繰り返しながらも、九州南部の特色を顕著に持つ照葉樹林、ツル性の植物や暖地性のシダ等の希有な森林植物相を残している「城山」の保存活用に取り組んでいる。

凡 例

記 号	群 落 名
1	ミミズバイ-スダジイ群集
2	アラカシ群落
3	バクチノキ-バリバリノキ群落 (クスノキ植林)
4	エノキ群落
5	アカメガシワ-カラスザンショウ群落
6	クズ群落
7	ハヤトウリ群落
8	モウソウチク群落
9	メダケ群落
10	メダケ-クズ群落
11	ホウライチク群落

記 号	群 落 名
12	トウチク群落
13	ダンチク群落
14	スギ植林
15	植栽樹群
16	ススキ-チガヤ群落
17	刈取草地 (人工草地)
18	公園 (シバ群落他)
19	道路・建物等の構造物
20	畑地・果樹園
21	開放水面
22	タマシダ-マメツタ群落



※「城山公園植生等現況調査 報告書」(平成 25 年 3 月)現況植生図をベースに、寺田仁志氏による現地指導(平成 30 年 10 月 11 日)及び現地踏査(平成 31 年 2 月 6 日)によるもの。(一部加筆)

図 2-15 城山の植生図(出典:天然記念物及び史跡城山保存活用計画)

第6節 史跡指定状況と経緯

1 指定に至る経緯

鹿児島城跡は、昭和5年（1930）、城山部分の一部に在郷軍人会が計画した車道建設に対し、学者グループや市の連合学舎らによる反対運動が開始されるなか、同年3月に行われた文化財指定のための事前調査の結果を踏まえ、昭和6年（1931）6月、史蹟名勝天然記念物保存法に基づき天然記念物及び史跡に指定された。その後、昭和28年（1953）9月と昭和43年（1968）3月に、本丸の石垣、堀及び御厩の石塀が、鹿児島県文化財保護条例に基づき県指定史跡となった。そして令和5年（2023）3月、本丸や二之丸が、文化財保護法に基づき国の史跡に追加指定及び名称変更されている。

なお、鹿児島城本丸跡の石垣及び堀の県指定に関しては、令和5年（2023）3月の国史跡追加指定及び名称変更により、指定解除となっている。

2 指定の状況

(1) 昭和6年の指定告示

告 示：文部省告示第二百三十四号

史蹟名勝天然記念物保存法第一条ニ依リ左ノ通指定ス

昭和六年六月三日 文部大臣 田中隆三

名 称	地 名	地 域
城山	鹿児島県鹿児島市 山下町	一一七番、二四八番ノ四、二五二番ノ一

指定面積：民有三筆九町四反大畝十歩（109,342.00㎡）

説 明：島津氏ノ居城タリシ舊鶴丸城址ノ一部ニシテ、明治十年西郷隆盛此に據リ官軍に抗セン所ナリ

多数ノ亜熱帯性常緑闊葉樹繁茂シ殊ニキンモクセイノ自生アルニヨリテ著シ樹上ニハ種々ノ蔓性植物纏繞シ林底ニハ多数ノ草類及暖地性羊歯ノ群落アリ

種類ノ多キト發生ノ盛ナルコトハ九州南部ノ樹林中代表的ノモノナリ

保存要件：公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外樹木ノ伐採、植物ノ採取、移植其他現状ノ変更又ハ自動車ノ乗入等保存ニ影響ヲ及ボス虞レアル行爲ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス

指定事由：保存要目中天然記念物植物ノ部第二及び史蹟ノ部第四ニ依ル

管理団体：鹿児島市 昭和六年六月三十日

(2) 令和5年の追加指定及び名称変更告示

告 示：文部科学省告示第17号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、

同条第三項の規定に基づき告示する。

令和五年五月二十日 文部科学大臣 永岡 桂子

上 欄		中 欄		下 欄
名 称	関係告示	所 在 地	地 域	名 称
城山	昭和六年文 部省告示第 二百三十四 号	鹿児島県鹿 児島市城山 町 同 照国町	五番一、五番九、一〇九番四、一〇 九番五、一一七番一、一一七番三、 一一七番七、一一七番九、一一七 番一〇、一一七番一一、二四七番、 二四八番口、二四九番、二五二番イ、 二六二番二、二六二番三、二六二番 六、二六二番七、二六二番八 十九番、二一番一、二一番三 鹿児島県鹿児島市城山町二四七番と 同城山町二四八番口に挟まれ同城山 町二四八番四と同城山町二五二番一 に挟まれるまでの道路敷	鹿児島城跡

指定面積：123,833.37㎡（追加指定分）

※ 合計面積：233,175.37㎡

説 明：鹿児島城跡は、鹿児島市街地の中心部に位置し、市街地を取り囲む標高一〇〇メートルから二〇〇メートルのシラス台地の南端部に築かれた中世山城跡である「城山」地区（上山城跡）、その南東面の麓にある近世の「居館」地区、南側の俊寛堀と北側の吉野堀、東側の鹿児島湾に囲まれた外郭である「城下」地区で構成される。江戸時代を通して、薩摩国、大隅国、日向国諸県郡七二万九〇〇〇石余を領した鹿児島藩主島津氏一二代の居城となった近世城郭であり、「城山」あるいは「鶴丸城」として親しまれている。

島津氏と九州南部との関係は初代忠久が文治元年（一一八五）に摂関家領島津荘下司職、建久八年（一一九七）に薩摩・大隅両国家人奉行人に補任されたことに始まり、三代久経が蒙古襲来に備えて九州に下向した。城山に上山氏が上山城を築くのは南北朝時代とされる。その後、空き城ないし寺地となったが、天文八年（一五三九）、島津氏の重臣伊集院氏が再び山城として整備した。島津氏一八代で鹿児島初代藩主となる島津忠恒（後の家久）が居城を内城から移転し、上山城を利用しつつ、麓に屋形（居城）を加えて鹿児島城を築いたのは慶長六年（一六〇一）頃とされる。城山は江戸時代を通じて入山を規制されていたため、里山化せず、暖温帯常緑広葉樹が多数繁茂し、シダ植物や着生植物等の多種多様な植物が確認されている。また、島津氏の居城としての鹿児島城を象徴する場所であり、西南戦争においても激戦が繰り広げられ西郷軍の本営にもなったことから、昭和六年（一九三一）に天然記念物及び史跡に指定された。

今回、追加指定を図るのは、「居館」地区の本丸、二之丸、城山の大手口の一部である。近世初期の鹿児島城は城山と麓の屋形（居館）からなり、藩主は居館に居住した。大手口は城山へと通じており城山番所が置かれていた（『鹿児島県史料旧記雑録後編』）。慶長年間（一五九六

～一六一五）末頃に一応の完成をみるが、引き続き居館の増改築や補修が行われた。宝暦六年（一七五六）の「監察使問答集上」（『鹿児島県史料集 通昭録』）によれば、鹿児島城の本丸・二之丸は「城山」にあるとされる。鹿児島城が描かれたもっとも古い絵図である寛文十年（一六七〇）の「薩藩御城下絵図」では、城山を背にして、居館北側を「大隅守殿居宅」、南側を「薩摩守殿居宅」とし、「薩摩守殿居宅」の東側の堀に面して北から多門櫓、御楼門、御角櫓が描かれている。城山の中心に「鹿児島城」と書かれており、当該期の城の認識をうかがうことができる。

八代藩主島津重豪^{しげひで}の代になると、天明五年（一七八五）、「御嫡子様又ハ御隠居様御居宅」を「二之丸」と呼称し、「山下御屋敷」も二之丸の内に含めるように定められた。さらに、御台所の建設や二之丸御庭の整備が行われ、二之丸正面の火除地^{ひよけち}に聖堂、医学院、造士館^{ぞうしかん}、演武館^{えんぶかん}、諸役屋敷が建設される。一代藩主島津斉彬^{なりあきら}は、嘉永四年（一八五一）、外御庭に精錬所及び反射炉雛形を作製し、安政四年（一八五八）には本丸御休息所から二之丸茶屋まで電信を引いた。天保十四年（一八四三）の「天保年間鹿児島城下絵図」には重豪による整備以降の城下及び城下町の様子を最も克明に描いている。この時期の絵図になると麓の居館に「本丸」「二之丸」という注記が入り、城山は背後の山として描かれるようになる。

令和二年（二〇二〇）度から令和三年度にかけて行われた鹿児島市教育委員会による上山城跡の発掘調査では、幅七・五メートル^{ほりきり}の堀切や一七世紀初頭以前に築かれた土塁等が確認され、さらに一八世紀代に薬研堀^{やげんぼり}が箱堀に作り直され、城道として利用されたことが判明した。令和元年度から令和三年度にかけて鹿児島県立埋蔵文化財センターによって行われた発掘調査では、城山の入口である大手口跡において「鹿児島城絵図控」（元禄九年（一六九六））の「侍屋敷」に関係すると考えられる一七世紀代の石列や混石土塁^{つぼじぎょう}、坪地業、鬼瓦等の遺物が検出された。居館においては、本丸において御殿内部の建物や御角櫓等の建物に伴う坪地業、基礎石列、排水溝等のほか、築山や池といった庭園の遺構、さらに能舞台の橋掛りが確認された。琉球陶器やオランダの文献を参考にして作られたと思われる日時計、ヨーロッパ製陶磁器等が出土し、二之丸では御台所で糰作りの焚き窯場と考えられるレンガ積遺構、陶磁器を製造していた建物、御稽古所、水泳場等、斉彬による近代化事業の遺構が確認されている。

鹿児島城は明治四年（一八七一）に鎮西鎮台第二分営が設置され、引き続き軍事施設として利用されていたが、同六年に失火により本丸の建物が焼失した。同十年に西南戦争が勃発すると、五月、六月の城下での戦いと九月の城山攻防戦で戦場となった。二之丸には廃藩置県後も島津久光^{ひさみつ}が居住していたが、城山攻防戦の際に政府軍から砲撃を受け建物は

焼失した。城山では西南戦争時に築かれた^{ほうるい}堡塁二四か所、胸壁二か所、観測指揮所、砲台跡の可能性のある堡塁状の遺構が確認されている。居館では私学校跡の石塀に残された銃弾痕が知られていたが、御楼門周辺^{ごろうもん}の石垣にも砲弾痕、銃弾痕が確認され、多くの銃弾が出土している。なお、居館入口の枅形にあった御楼門は令和二年に復元された。

このように、鹿児島城跡は、中世上山城を城の中心とし、近世にはその麓が島津氏の居城として拡張され、さらに近代の西南戦争も経験した重要な城郭である。よって「居館」地区の本丸、二之丸、城山の大手口の一部を史跡に追加指定するとともに、これらを総称してその名称を「鹿児島城跡」に変更し、保護の万全を図るものである。（「月刊文化財」第713号（文化庁監修令和5年2月1日刊行）より転載）

指定基準：二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡、その他政治に関する遺跡

(3) 史跡指定地の状況

指定範囲は図2-16のとおり、指定地の土地所有等の状況は下表のとおりである。

所有者	面積（㎡）	地目	備考
国	254.00	畑	鹿児島市管理
鹿児島県	60,411.15	宅地	
鹿児島市	171,678.46	公園、保安林、公衆用道路、里道	
民間	831.76	境内地	
合計	233,175.37		

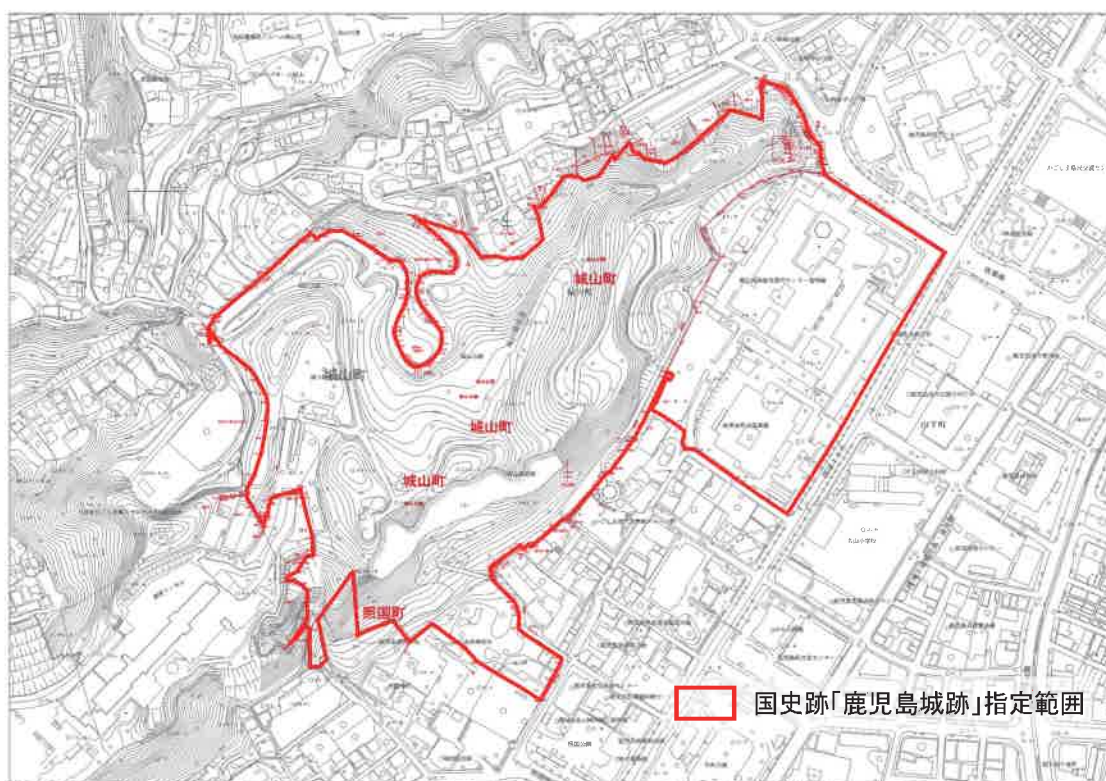


図2-16 国史跡鹿児島城跡指定範囲図

第7節 指定後の調査成果

1 令和3年度～令和5年度 鹿児島城跡石垣調査報告書

(1) 調査の目的

鹿児島城跡に現存する石垣の分布、保存状況、積み方、補修箇所、崩落等の危険箇所を把握することにより石垣の現状を把握し、それぞれの石垣面の危険度を判定することで、今後の保存活用計画、整備基本計画に係る基礎的判断の根拠とする。

また、文献調査や古写真調査を実施することで、鹿児島城跡石垣の基礎的情報を集約し、石垣構築技術や変遷、鹿児島城跡の石垣の本質的価値の理解や周知につなげたい。

(2) 調査の方法

石垣調査は、現地調査、文献史料調査、古絵図調査、古写真調査の4種について実施した。調査に当たっては、石垣の各面に対して石垣番号を付した。本丸の石垣の頭にアルファベットの「H」を、二之丸の石垣の頭にアルファベットの「N」を冠し、その後、石垣の折れから折れまでを1面として捉え、順に通し番号を付した。

現地調査においては、石垣各面の写真撮影の後、オルソ補正を行った。その後、既存の石垣図面（平成11年（1999）作成）とオルソを重ね合わせてベースとなる全体図を作成し、その図面を元に現地での石垣確認、計測、記録を行った。

文献史料調査は、「鹿児島県史料」を中心に、修復履歴の集成を行った。

古絵図調査は、鹿児島城跡が描かれている絵図を集成し、石垣の描かれ方を検討した。また、これまで詳細な調査を行っていない絵図に関しては、資料調査を行った。

古写真調査は、近代以降の石垣の変遷を明らかにするため、絵葉書も含めて鹿児島城跡が写っているものを集成し、鹿児島大学図書館所蔵の古写真の資料調査を行った。

(3) 鹿児島城跡石垣の危険度評価

石垣の危険度については、石垣の変状調査を踏まえ、危険度を判定した。石垣の危険度については、各面ごとに石垣本体の健全性と、通行量を加味した方が一崩落の際に一般利用者に与える影響からみた利用形態上の危険性の2つの側面がある。それぞれの危険性を分類した上で最終的にクロスチェックすることで危険度を判定した。今後は、この危険度を基に、保存活用計画・整備基本計画の中で整備を検討する。

(4) 保存・活用に関する理念

鹿児島城跡の石垣の保存活用に関する理念については、「石垣整備のてびき」（平成27年（2015）文化庁監修）に沿って整理した。

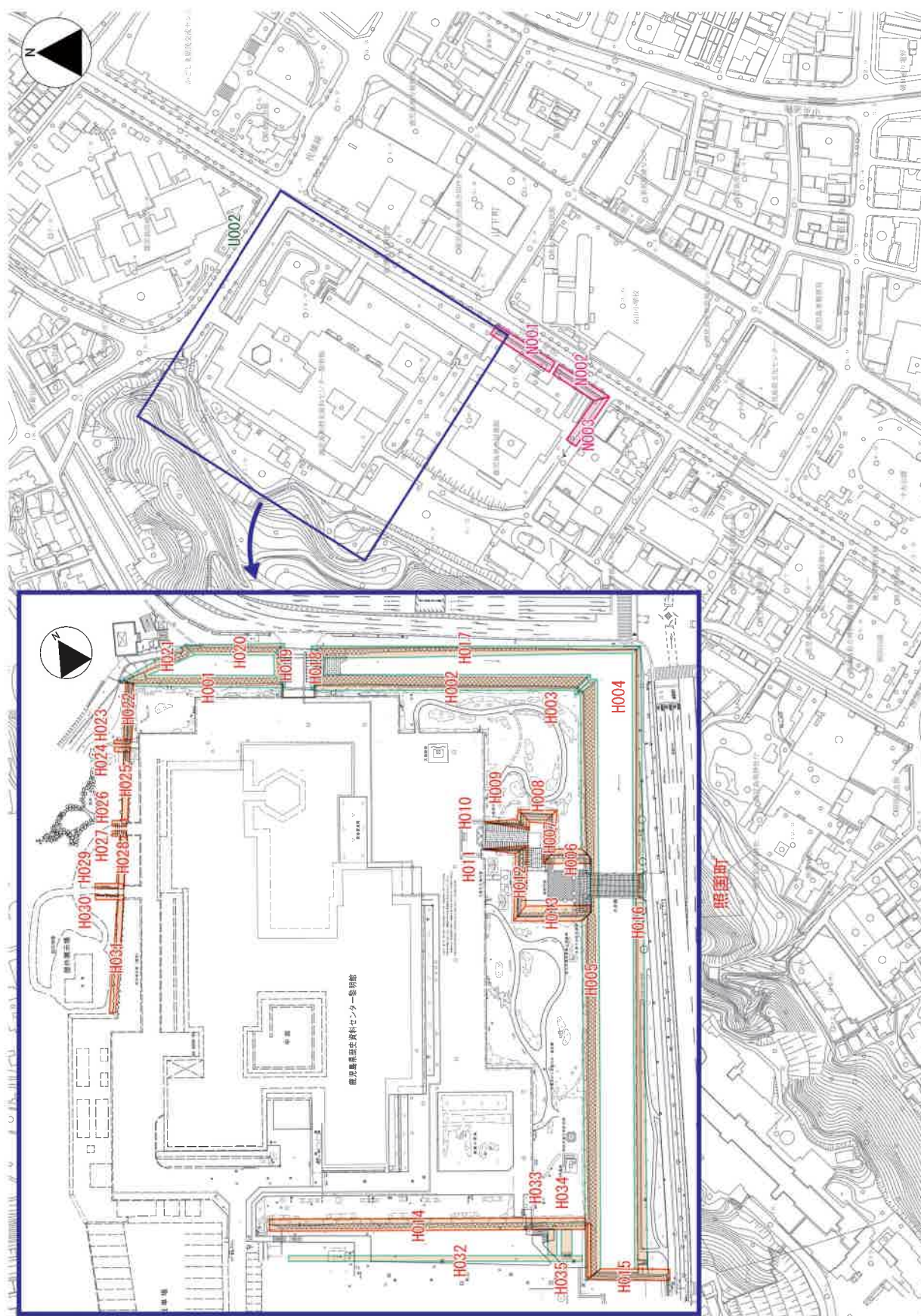


図 2-17 鹿児島城跡石垣位置図

表 2-22 鹿児島城跡の石垣一覧表

石垣番号	旧番号	地区名	石垣箇所	関連する施設
H001	BR面	本丸	北堀 曲輪面 北面	多門櫓（御進物蔵、御買物方、御能方）
H002	BL面	本丸	北堀 曲輪面 北面	多門櫓（御兵具所）
H003	BL面	本丸	北堀 曲輪面 隅欠部 東面	多門櫓（御兵具所）
H004	AR面	本丸	北堀 曲輪面 隅欠部 北面	多門櫓（御兵具所）
H005-1	AR面	本丸	東堀 曲輪面 東面	多門櫓（御兵具所）
H005-2	-	本丸	東堀 曲輪面 御楼門橋下 東面	御楼門橋
H005-3	AL面	本丸	東堀 曲輪面 東面	御角櫓、御見物葺、麒麟之間
H005-4	AL面？	本丸	東堀 曲輪面 東面	外御庭堀
H006	DR面	本丸	枡形 御楼門 南面	御楼門
H007	DR面	本丸	枡形 中段 西面	枡形階段、排水溝
H008	DR面	本丸	枡形 中段 南面	枡形階段、排水溝
H009	DR面	本丸	枡形 中段 東面	枡形階段、排水溝
H010	DR面	本丸	枡形 階段 南面	枡形階段、排水溝
H011	DL面	本丸	枡形 階段 北面	枡形階段、排水溝
H012	DL面	本丸	枡形 御楼門正面 東面	枡形階段、排水溝
H013	DL面	本丸	枡形 御楼門 北面	御楼門
H014	C面	本丸	外御庭 堀 北面	御角櫓外御庭堀
H015	-	本丸	東堀 北面	外御庭
H016	-	本丸	東堀 南面	道
H017	E面	本丸	北堀 南面	道、柵
H018	KL面	本丸	北堀 北御門橋 東面	北御門橋
H019	KR面	本丸	北堀 北御門橋 西面	北御門橋
H020	-	本丸	北堀 南面	道
H021	-	本丸	北堀 東面	道、薩摩義士碑
H022	-	本丸	城山側 東面	御数寄屋御納戸
H023	-	本丸	城山側 北面	御数寄屋御納戸
H024	-	本丸	城山側 南面	御数寄屋御納戸
H025	-	本丸	城山側 東面	御数寄屋御納戸
H026	-	本丸	城山側 北面	御数寄屋御納戸
H027	-	本丸	城山側 南面	御数寄屋御納戸
H028	-	本丸	城山側 東面	御数寄屋御納戸
H029	-	本丸	城山側 北面	御数寄屋御納戸
H030	-	本丸	城山側 南面	御数寄屋、御納戸
H031	-	本丸	城山側 東面	御数寄屋御納戸
H032	-	本丸	外御庭 堀 南面	外御庭堀
H033	-	本丸	外御庭 堀 井堰状遺構	外御庭堀
H034	-	本丸	外御庭 堀 井堰状遺構	外御庭堀
H035	-	本丸	東堀 曲輪面 東面	外御庭堀

本丸

- ・鹿児島城跡では、天保14(1843)年「天保年間鹿児島城下絵図」、明治6(1873)年「鹿児島城屋形とその周辺図」を基に周知の埋蔵文化財包蔵地、遺構名をつけていることからそれに合わせる

H033～035

- ・発掘調査報告書と合わせる

関連する施設

- ・施設名まで名前に入れると長くなるので、施設名は別項目に
- ・施設名は近世の絵図に書かれた建物を記載

(5) 特徴的な石積み技法

ア 鹿児島城跡の石垣の石材

鹿児島城跡の石垣の石材は、火砕流堆積物である溶結凝灰岩である。加工が比較的容易な石材であり、火山地帯である鹿児島ならではの石材といえる。

鹿児島城跡の石垣には、この溶結凝灰岩のうち、約50万年前の吉野火砕流堆積物である「たんたど石」が使われている。たんたど石は、固いが加工がしやすいため、様々な加工が可能である。

イ 特徴的な石積み技法

鹿児島城跡は、築城以来多くの修復を重ねてきた。そのため、様々な石積み技法が用いられている。

(7) 隅欠 (H002～H005面)

鹿児島城本丸跡の北東隅では、石谷の出隅を欠く隅欠がみられる。鹿児島城跡の絵図では、この隅欠に「鬼門隅」や「鬼門除け」と書かれており、明確に鬼門除けのために築かれたことがわかる。文字資料で隅欠と鬼門除けを結びつけることができる稀有な例である。



⑬H002～H005面 隅欠 天保年間鹿児島城下町絵図（玉里島津家資料）（部分）
北東の隅部は、鬼（災いなど）が入り出す方角です。そのため、石垣の出隅を欠いて入隅とし、鬼（災いなど）が入ってこないようにしていたと考えられます。天保年間城下町絵図では、隅欠の部分に「鬼門隅」と書かれています。

図2-18 隅欠（鹿児島城跡石垣ガイドより）

(イ) 鏡石

本来天守台や大手門等で使われる鏡石は、鹿児島城跡では、石垣の途中にみられる。修復等で本来の位置から動かされた可能性がある。



写真 2-30 鏡石

(ウ) H002面 東隅の石垣

H002面南側（隅欠付近）の下部には、築城当時と考えられる小型の乱積みが残っている。鹿児島城跡では、築城期に遡る可能性のある唯一の石垣であり、薩摩藩の慶長期の石垣構築技術を知る上で重要である。

(エ) 御楼門枳形周辺（H006面～H013面）の石積み技法

御楼門枳形周辺の石垣（H006～H013）は、弘化元年（1844）の御楼門再建に際し建て替えられたと考えられている。この一帯の石垣には、金場取り残し技法・目地漆喰、亀甲崩し積み、キオイ等の近世後半に見られる石積み技法が集中する。



写真 2-31 H002面東隅の石垣



①H013面 江戸切り

石垣出隅部分の稜線を一定の幅で削り、稜線を美しくみせています（積上げ後の施工）。



②H013面 金場取り残し積み・目地漆喰

石垣表面の縁取りだけが一段彫り窪められています。目地には漆喰が施され、見せることを意識しています。



③H011面 亀甲崩し積み

多角形の石材が、隙間なく積まれています。



④H017面 刻印

鹿児島城跡の石垣に残る数少ない刻印です。他にもあるか探してみましょう。



⑤H012面 多彩な加工痕

御楼門周辺は、様々な加工痕が残されています。石垣出隅部の天端付近が反り返っています。見せることを意識した意匠と考えられます。



⑥H009面 キオイ

琉球のグスク石垣に見られる技法です。

図 2-19 御楼門枳形周辺の石垣（鹿児島城跡石垣ガイドより）

(6) 石垣の危険度評価

石垣の危険度については、石垣の変状調査を踏まえ、危険度を判定した。石垣の危険度については、各面ごとに石垣本体の健全性と、通行量を加味した万が一崩落の際に一般利用者に与える影響からみた利用形態上の危険性の2つの側面がある。それぞれの危険性を分類した上で最終的にクロスチェックすることで危険度を判定した。今後は、この危険度をもとに、保存活用計画・整備基本計画の中で整備を検討する。

ア 石垣の変状による危険性

a 1	現状での石垣の構造的変状が大きい。
a 2	現状で石垣の構造的変状はみられるが、安定している状況
a 3	現状で変状がほとんどみられない状況

イ 利用形態からみた危険性

b 1	利用者の主要動線となる歩道や遊歩道に面する石垣で、万が一の石垣崩落等により、直接的な人災や施設の損傷が発生すると考えられる場所
b 2	利用者の主要動線となる歩道や遊歩道には面さないが、自由利用の範疇で近寄ることができる石垣で、石垣崩落等により直接的な人災や施設の損傷が発生する可能性が1よりも低いと考えられる場所
b 3	利用者が立入不可能な場所に立地する石垣で、石垣の崩落による直接的な人災や施設の損傷がほとんどないと考えられる場所

ウ 石垣の変状と利用形態からみた危険性

	a 1	a 2	a 3
b 1	危険度 A 現状で石垣の変状が著しく、利用形態上の危険も高い場合	危険度 B 2 現状で石垣は構造上安定しているが、利用形態上の危険性が高い場所	危険度 C 1 利用形態にかかわらず、石垣の変状が認められない場所
b 2	危険度 B 1 現状で石垣の変状はあるが、利用形態上の危険性は低い場合	危険度 B 3 現状で石垣は構造上安定しており、利用形態上の危険性も比較的低い場所	
b 3	危険度 C 2 石垣の変状に限らず、利用形態上の危険性がほとんどない場所		

石垣の危険度のうち、修復等の検討が必要になるのは、A、B 1 及び B 2 である

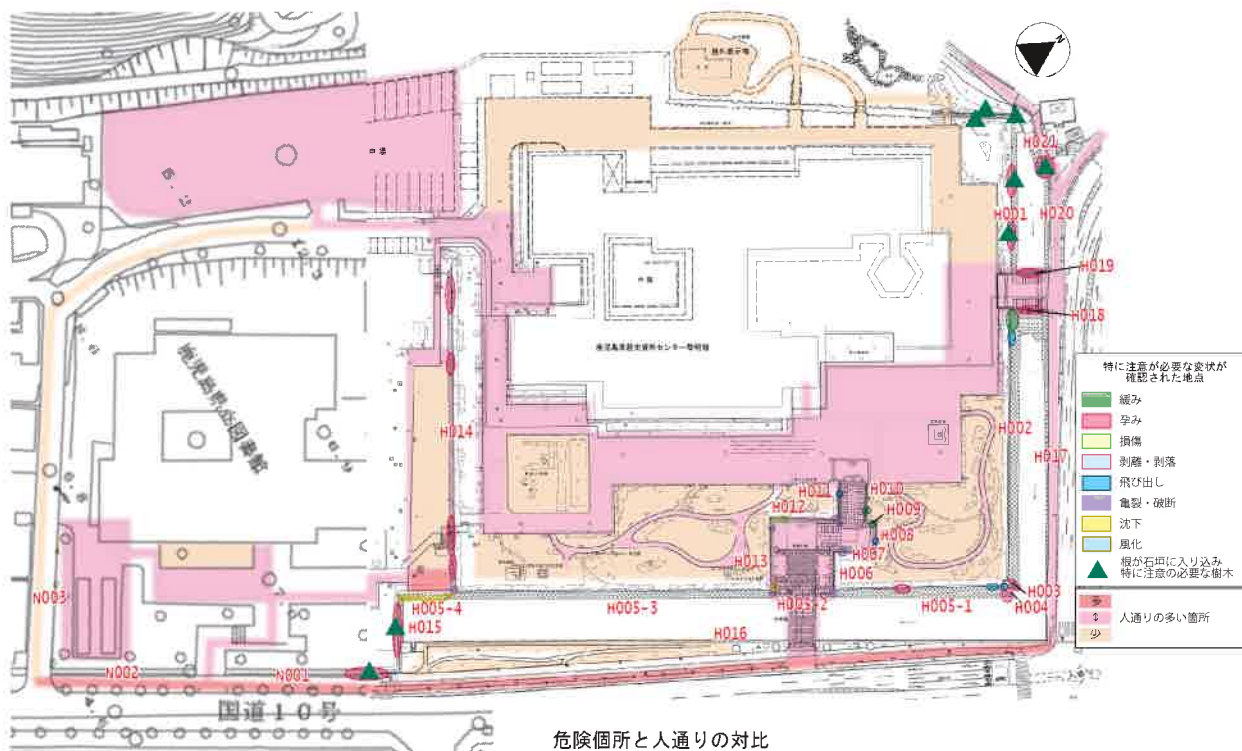
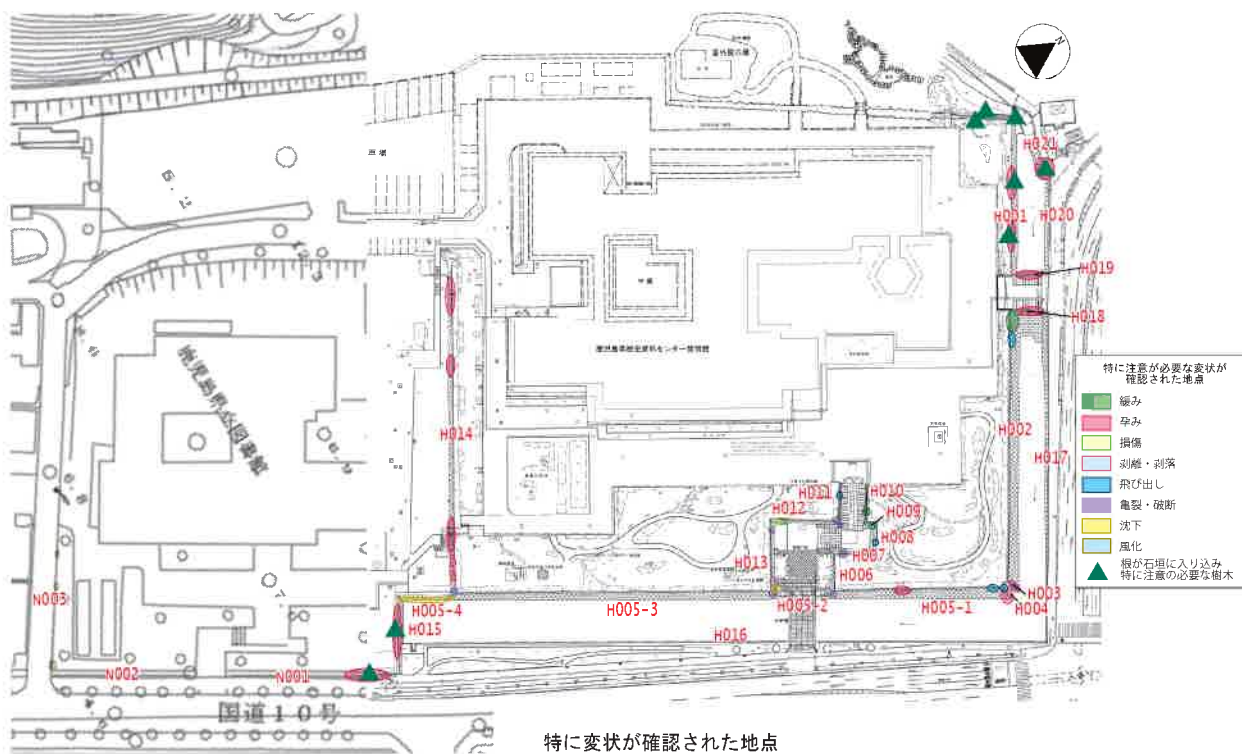


図 2-20 変状が確認された地点及び危険箇所と人通りの対比
(出典：鹿児島県2024『石垣調査報告書』)

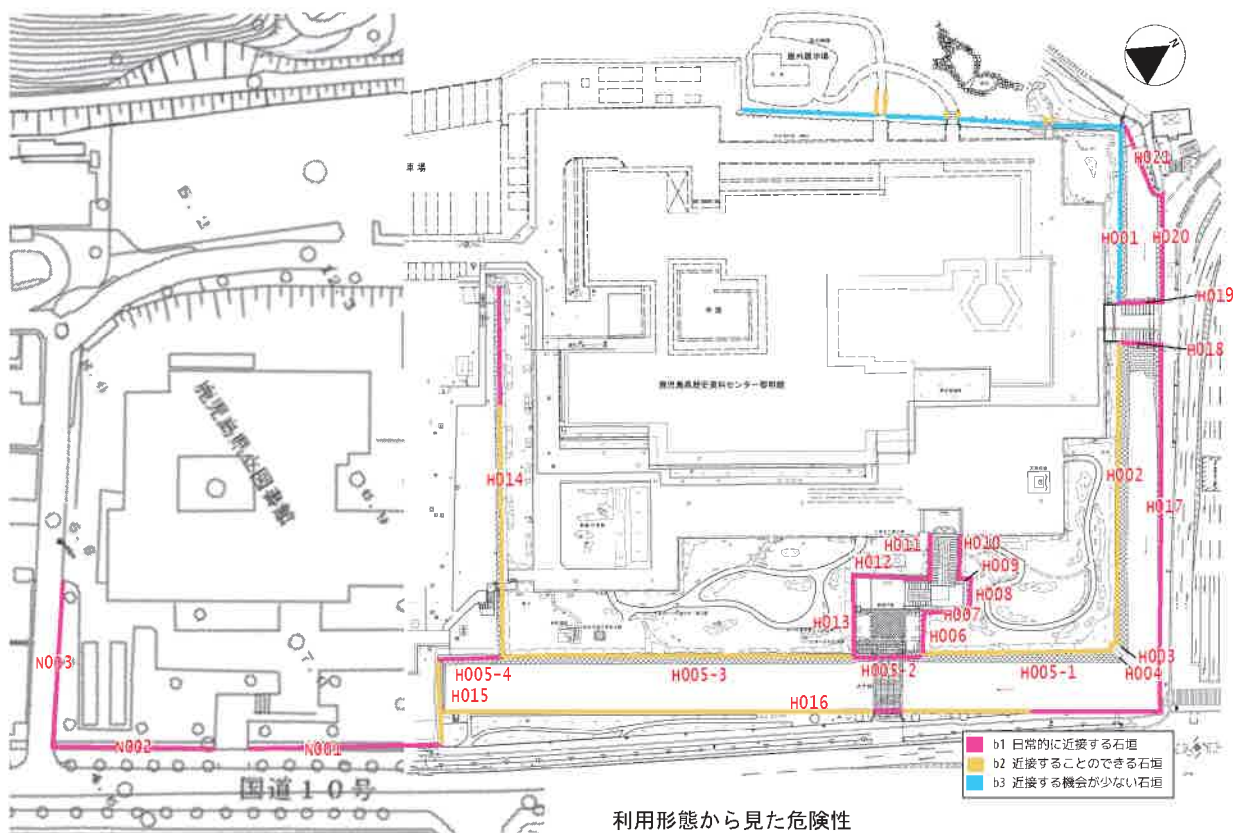
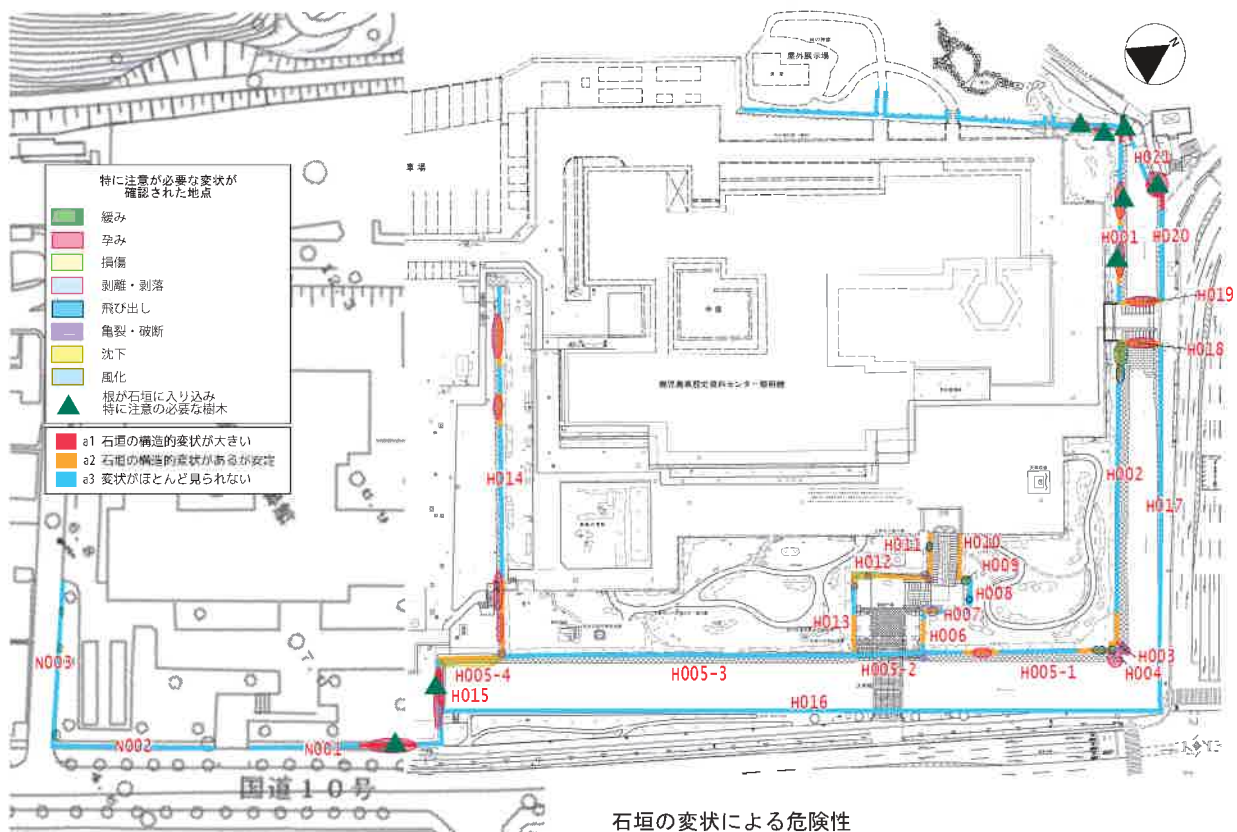


図 2-21 石垣の変状による危険性及び利用形態から見た危険性
(出典：鹿児島県2024『石垣調査報告書』)

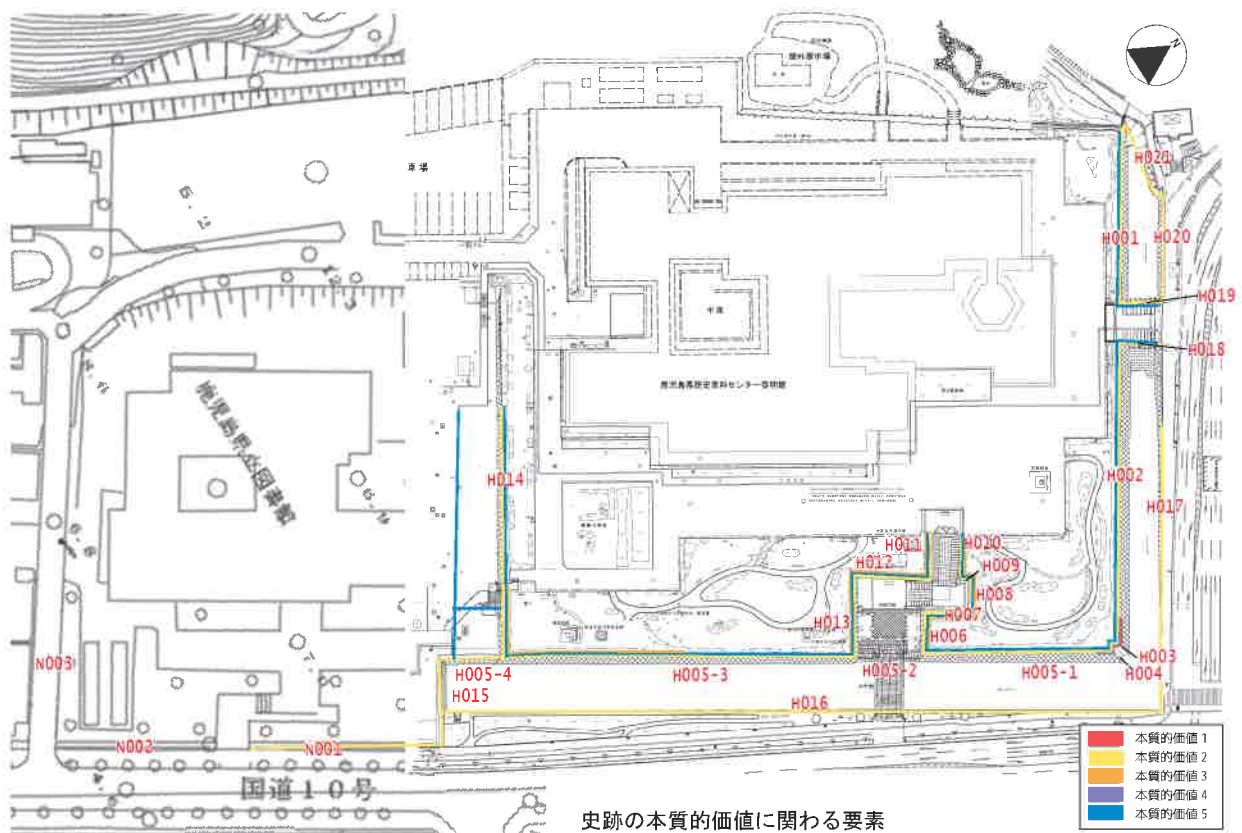
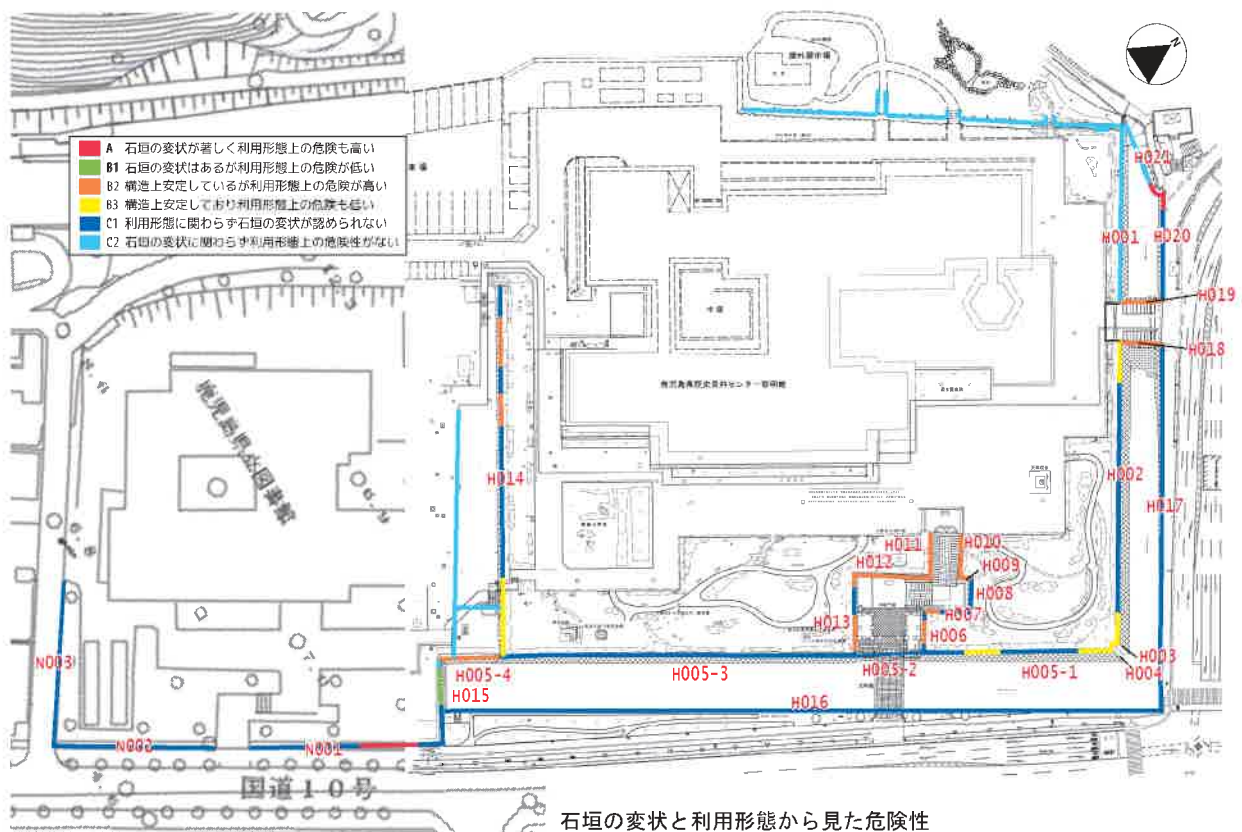


図 2-22 石垣の変状と利用形態から見た危険性及び史跡の本質的価値に関わる要素

(出典：鹿児島県2024『石垣調査報告書』)

2 令和6年度～令和7年度 縄張調査

整備基本計画策定及び「城山」地区の構造（縄張）を解明するため、UAVレーザ測量等による現況地形測量、及び現地踏査を行った。

測量等の結果、これまで確認されていなかった曲輪の存在や、「城山」地区の構造の一端が明らかになってきた。



作成中

図2-23 国史跡鹿児島城跡縄張図